

相談支援に関するQ&A（令和3年4月8日）

【目次】

1. 指定基準関係	3
(1) 設備基準	
(2) 受給資格の確認	
(3) 取扱件数	
(4) 補助の業務	
(5) アセスメント	
2. 指定事務関係	5
(1) 指定に当たっての基本的な考え方	
(2) その他留意事項	
(3) 指定権者	
(4) 独自条件の付加	
(5) 相談支援専門員	
3. 支給決定通知・事務処理要領	8
(1) 様式	
(2) 受給者証	
(3) 申請窓口	
(4) 基本相談支援	
(5) 対象者	
(6) 支給決定プロセス	
(7) モニタリング	
(8) セルフプラン	
4. 報酬関係	16
(1) 請求のタイミング	
(2) 障害児相談支援対象保護者に指定計画相談支援を行う場合	
(3) 介護保険の対象者の場合	
(4) 申請却下の場合	
(5) 利用者が死亡した場合	
(6) 継続サービス利用支援費	
(7) 契約変更した場合	
(8) 計画相談支援給付費の算定の考え方	
(9) 同一の月に指定サービス利用支援を複数回行う場合	
(10) 同一の月に指定継続サービス利用支援を複数回行う場合	
(11) 指定継続サービス利用支援を行った結果指定サービス利用支援を行う場合	
(12) 同一の月に指定継続サービス利用支援と指定サービス利用支援を行う場合	
(13) 契約変更した場合	
(14) 転出・転入	

- (15) 障害児から障害者へ切り替わる際の手配
- (16) 機能強化型（継続）サービス利用支援費・機能強化型（継続）障害児支援利用援助費
- (17) 障害児相談支援における初回加算

5. その他・・24

- (1) 基幹相談支援センター
- (2) 指定管理

1. 指定基準関係

(1) 設備基準

問1 指定相談支援事業所の相談室と、併設される障害福祉サービス事業所や障害児通所支援事業所の相談室を兼用することは可能か。

(答)

- 指定相談支援事業所及び併設される障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所の運営に支障がない場合は、兼用して差し支えない。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問1)

(2) 受給資格の確認

問2 指定基準において、受給者証により計画相談支援及び障害児相談支援の支給対象者であること等を確認することとされているが、サービス等利用計画案等の作成時点においては、受給者証が交付されていないため、不可能ではないか。

(答)

- 当該規定は、支給決定後に、指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供を求められた際の受給資格の確認について規定しているものである。

なお、サービス等利用計画案等の作成時点においては、市町村が通知する計画作成依頼書により市町村から依頼を受けた対象者であることを確認する。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問2)

(3) 取扱件数

問3 1人の相談支援専門員が受け持つ件数や人数に制限はないのか。

(答)

- 利用者の状況等により必要となるモニタリングの頻度が異なることから、1人の相談支援専門員が受け持つ件数や人数に制限は設けていないが、1人の相談支援専門員が適切に対応できる件数や人数とすること。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問3 一部修正)

(4) 補助の業務

問4 サービス等利用計画の作成については、厚生労働省令において「管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させるものとする。」と定められているが、相談支援専門員の資格を有していない補助職員が計画を作成し、相談支援専門員が管理監督した計画を利用者に交付することは可能か。可能であれば、計画作成担当者は、補助職員となるのか、相談支援専門員となるのか。

(答)

○ サービス等利用計画を作成するのは、相談支援専門員である。補助職員は相談支援専門員の指示の下に補助的業務を行うものである。なお、必ず相談支援専門員が自ら行わなければならない業務は、

- ・ 居宅等への訪問による利用者等に対するアセスメントの実施
 - ・ 利用者等へのサービス等利用計画案やサービス等利用計画等の説明
 - ・ サービス担当者会議におけるサービス担当者への質問・意見の聴取
- である。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問4 一部修正)

(5) アセスメント

問5 児童福祉法に基づく障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準において、障害児支援利用計画を作成する際の留意点として「相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、必ず障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接して行わなければならない。」と規定されているが、次の場合についてはどうか。

- ① 自宅訪問よりも効果的なアセスメントができる場合や自宅訪問が難しい場合は、事前に行われる面接は、相談支援事業所や日中通っている保育園等で行ってもかまわないか。
- ② 作成時は、上記①の理由で自宅訪問しないことがあっても、モニタリング等を通じていつかは自宅訪問することによいか。

(答)

○ 障害児支援利用計画は、障害児の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要であることから、生活状況を十分把握する必要があり、その把握については、障害児及びその家族からの聞き取りだけでなく、自宅訪問により生活環境を見ることが重要である。

よって、①～②とも障害児支援利用計画の作成に先立ち自宅訪問が必要である。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問5)

2. 指定事務関係

(1) 指定に当たっての基本的な考え方

問6 市町村直営の場合の「支給決定を行う組織とは独立した体制」の具体的な内容如何。

(答)

- 具体的な組織形態については、それぞれの市町村の実情が様々であることから、市町村がサービス等利用計画案を勘案し支給決定を行うこととされた法の趣旨を踏まえて、市町村において適切に判断していただきたい。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問7)

問7 障害者のみを対象として計画相談支援を実施する場合には、指定特定相談支援事業所のみ指定でよいか。

(答)

- お見込みのとおり。

なお、障害児から障害者への移行をスムーズに行う観点から、指定特定相談支援事業所と指定障害児相談支援事業所両方の指定を受けることが望ましい。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問8 一部修正)

(2) その他留意事項

問8 都道府県と市町村は、1つの事業所から複数の種類（指定一般・特定・障害児）の指定の申請があった場合においては、指定にあたっての必要な情報の共有を図ることとされているが、その趣旨如何。

(答)

- 当該趣旨は、指定に当たって相談支援専門員の実務経験の判断等が異なることがないよう情報共有を図ることである。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問9)

(3) 指定権者

問9 指定については、事業所の所在地の市町村が指定を行い、隣接の市町村など事業所が所在する市町村以外の市町村は指定しないという理解でよいか。

(答)

- お見込みのとおり。

なお、利用者は、居住する市町村以外の市町村が指定した事業所についても、利用することが可能であることに留意。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問10)

問 10 指定事業所が、他の市町村に移転した場合の手続き如何。

(答)

- 他の市町村に移転する場合は、移転前の市町村に廃止届出書を提出するとともに、移転先の市町村に新規の指定申請を行うこととなる。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係 Q & A 問 11)

問 11 指定事業所が、当該市町村内で事業所を移転した場合の手続き如何。

(答)

- 当該市町村に変更届出書を提出することとなる。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係 Q & A 問 12)

(4) 独自条件の付加

問 12 指定特定相談支援事業所の指定について、サービス提供事業所と相談支援事業所の分離を図るために、市で独自の条件を付したいと考えているが可能か。

(答)

- 指定権者において基準省令以上の要件を課すことはできない。
なお、相談支援事業所の指定基準については、市町村は条例を定める必要はないものである。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係 Q & A 問 13)

(5) 相談支援専門員

問 13 相談支援専門員の要件となる実務経験等について

県の担当者は、1年180日以上×5年でないといけないと言うが、通算で5年以上900日以上を満たしていれば良いはずなので、180日従事していない年があっても要件を満たすと考えるが、いかがか。

(答)

- お見込みのとおり。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係 Q & A 問 15)

問 14 相談支援専門員の実務要件にある、「相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められるもの」の基礎的な研修とは何を指すのか。

(答)

- 介護職員初任者研修に相当するものが該当する。

問 15 国家資格等による業務に5年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合は、どちらもカウントしてかまわないのか。

(答)

- 国家資格による業務であっても、相談支援業務及び直接支援業務としてカウントして差し支えない。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、8年以上の実務経験ではなく、5年以上の実務経験となる。

問 16 保健所において「保健師」として30年勤務し、その間、通算10年以上精神保健相談業務に従事していた場合、その間の年数を実務経験と見なしてよいのか。

(答)

- お見込みのとおり。
なお、保健所については、診療所に準じたものとするほか、行政機関として児童相談所、更生相談所などに準じたものとも考えられる。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問16)

問 17 居宅介護支援事業所において相談支援の業務に従事していた期間は対象となるか。

(答)

- 居宅介護支援事業所も対象に含まれる。
また、地域包括支援センターも対象と考えられ、当該センターにおいて相談支援の業務に従事した期間が対象となる。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問17)

3. 支給決定通知・事務処理要領

(1) 様式

問 18 受給者証（障害福祉サービス・地域相談支援・障害児の受給者証）や申請様式（障害者・障害児）については、一体の様式とすることが可能か。

(答)

- お見込みのとおり。市町村において適宜工夫して活用されたい。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問18)

(2) 受給者証

問 19 入所者が地域相談支援を利用する場合は、地域相談支援受給者証と障害福祉サービス受給者証の両方を発行し、精神科病院入院患者が地域相談支援のみ利用する場合は地域相談支援受給者証のみ発行するのか。

(答)

- お見込みのとおり。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問19)

(3) 申請窓口

問 20 計画相談支援と障害児相談支援の担当部局が別となる場合、申請についても各々の部局に行くこととなるのか。

(答)

- 利用者の申請手続の負担軽減を図るため、できる限り、1つの窓口において一体的な申請様式により申請を受け付けることが望ましい。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問20)

(4) 基本相談支援

問 21 指定相談支援事業者が行う「基本相談支援」と、「地域生活支援事業の相談支援事業」との関係についてお示しいただきたい。

(答)

- 「基本相談支援」とは、質の高い計画相談支援を提示する上で重要な基盤となるものであるが、指定特定相談支援事業所が計画相談支援に必要な範囲で行うものである。一方、「地域生活支援事業の相談支援事業」は市町村の責務として、一般的な相談、計画相談支援の対象とならない事例や支援区分認定が難しい事例に対しても積極的かつ真摯に対応するものである。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問21 修正)

問 22 計画相談支援の対象者で、モニタリング月ではない時も随時相談があったり、電話が頻回で対応をしなければならない場合も基本相談支援で対応をしなければならないのか。
こういう場合は、委託相談支援事業所が担当することとしてよいか。
または、地域定着支援事業で対応することはできないか。

(答)

- 計画相談支援以外の相談支援が日常的に必要な場合は、委託相談支援事業所と連携したり必要に応じてモニタリングの回数を増やすなどの対応も検討されたい。

地域定着支援の対象となる者（単身等であって地域生活が不安定な者）である場合には、支給決定の上で地域定着支援で対応することも想定される。

なお、計画決定月及びモニタリング対象月以外の業務について、一定の要件を満たす場合集中支援加算の対象となる場合がある。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問22 一部修正)

(5) 対象者

問 23 地域移行支援及び地域定着支援の給付決定に当たり、サービス等利用計画の作成は必要か。

(答)

- 地域移行支援・地域定着支援を利用する者についても障害福祉サービスと同様に、サービス等利用計画の作成が必要である。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問23 一部修正)

問 24 地域活動支援センター等の地域生活支援事業のみのサービス利用者は、計画相談支援の対象外か。

(答)

- お見込みのとおり。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問24)

問 25 重度包括支援の利用者も計画相談の対象という扱いでよろしいか。

(答)

- 重度包括支援を利用する場合も、サービス等利用計画案は必要である。重度包括支援を利用する場合はニーズ等が複雑な場合が多いと思われ、相談支援事業者によってニーズ整理を行い他の障害福祉サービス等の利用も検討した上で、重度包括支援の利用となることが想定される。

なお、重度包括支援の場合、通常の調整はサービス提供責任者が行うので、支給決定の最

終月のモニタリング（継続の可否の判断）のみ行うことを想定して、1年に1回のモニタリングとしているところである。

（H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問26）

問26 介護保険制度のケアプラン作成対象者の場合であって、障害福祉サービス固有の重度訪問介護による外出支援等、障害福祉の観点からその必要性や支給量について判断する必要がある場合については、サービス等利用計画の作成対象者として良いか。

（答）

- 市町村が支給決定に当たってサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合には、作成対象者として差し支えない。
- 「市町村が必要と認める場合」とは、基本的には、介護保険のケアマネジャーが障害福祉サービスも含めたプランを作成するべきであるが、ケアマネジャーだけでプランを作成するのが困難な場合等を想定している。

（H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問27）

（6）支給決定プロセス

問27 サービス等利用計画案等の提出依頼については、文書によることが必須か。

（答）

- 指定特定・障害児相談支援事業者が計画案の作成に当たって、市町村の依頼を受けた者であることを確認できるよう、文書による提出依頼を行うことを必須としている。

（H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問28）

問28 サービス等利用計画案等の提出依頼は、申請後直ちに行うこととしているが、市町村への計画案の提出は障害支援区分の認定後ということによいか。

（答）

- サービス等利用計画案等の提出依頼は、申請から支給決定までの期間の短縮化を図るため、申請後直ちに行うこととしているが、介護給付費に係るサービス利用に当たっては障害支援区分の認定を踏まえてサービス等利用計画案等を作成する必要があるため、当該計画案の提出は障害支援区分認定後となる。

（H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問29 一部修正）

（7）モニタリング

問29 モニタリング期間の設定についての考え方如何。

（答）

- モニタリング期間については、障害者等の心身の状況、環境、生活課題、援助方針、サービスの種類・内容・量などを勘案して定める必要がある。

具体的には、指定特定相談支援事業者が、サービス等利用計画案において、個々のサービスの効果・必要性を判断すべき時期を設定した上でモニタリング期間の提案をしたものを踏まえ、市町村が設定する。

- 一般的には、状態が不安定で障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を頻回に行わなければならない場合等はモニタリング期間が短くなることが想定され、逆に、状態が安定している場合等はモニタリング期間が長くなることが想定される。
- 例えば、本人の特性、生活環境、家庭環境等などにより、以下のような利用者の場合、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準よりも短い期間で設定することが望ましい。

(具体例)

- ・生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- ・利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者
- ・その他障害福祉サービス等を安定的に利用することに課題のある者
- ・障害福祉サービス等と医療機関等との連携が必要な者
- ・複数の障害福祉サービス等を利用している者
- ・家族や地域住民等との関係が不安定な者
- ・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある者
- ・就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

また、下記に掲げる者は、上記の状況に該当する場合は多いと考えられるため、モニタリング期間の設定に当たっては、特に留意して検討すること。

- ・単身者（単身生活を開始した者、開始しようとする者）
- ・複合的な課題を抱えた世帯に属する者
- ・医療観察法対象者
- ・犯罪をした者等（矯正施設退所者、起訴猶予又は執行猶予となった者等）
- ・医療的ケア児
- ・強度行動障害児者
- ・被虐待者又は、その恐れのある者（養護者の障害理解の不足、介護疲れが見られる、養護者自身が支援を要する者、キーパーソンの不在や体調不良、死亡等の変化等）

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問30 一部修正)

問30 計画相談支援給付費等の支給期間やモニタリングの実施月等の具体例を示してほしい。

(答)

例1) サービスの支給決定(更新)の有効期間がH28.5.1~H29.4.30で、モニタリング期間を3月ごととする場合。

1 計画相談支援給付費等の支給期間 H28.5~H29.4

- 2 受給者証のモニタリング期間の記載 3月ごと (H28.7~H29.4)
- 3 継続サービス利用支援の実施月 H28.7→H28.10→H29.1→H29.4

例2) サービスの支給決定(新規)の有効期間がH28.5.1~H29.4.30で、モニタリング期間を毎月(利用開始から3か月間以内)とする場合。

- 1 計画相談支援給付費等の支給期間 H28.4(計画作成月)~H29.4
- 2 受給者証のモニタリング期間の記載 毎月ごと (H28.5~H28.7)
- 3 継続サービス利用支援の実施月 H28.5→H28.6→H28.7

※ H28.7に、市町村がモニタリング期間の変更について通知。

この場合にモニタリング期間を6月ごとに変更する場合は以下のとおり。

- 1 計画相談支援給付費等の支給期間 上記から変更なし
- 2 受給者証のモニタリング期間の記載 6月ごと (H28.10~H29.4)
- 3 継続サービス利用支援の実施月 H28.10→H29.4

(H25.2.22 相談支援関係Q&A 問31 一部修正)

問31 支給期間の終期月とモニタリングの最終月が一致しない場合の取扱いはどうしたらよいか。

(答)

- 支給期間の終期月には必ずモニタリングを行う必要があるため、モニタリングの最終月を支給決定期間の終期月に設定し、そこから遡ってモニタリング月を設定されたい。

(H25.2.22 相談支援関係Q&A 問32)

問32 新規申請や変更申請の場合で、月の途中で支給決定をした場合のモニタリング期間の設定を3か月毎月モニタリングと設定した場合、モニタリング期間の開始時期は支給決定した月から3か月か、支給決定した翌月から3か月か。

(答)

- どちらでも良い。サービス等利用計画のモニタリング時期を参考に、市町村が決定することとなる。

(H25.2.22 相談支援関係Q&A 問33)

問33 訓練等給付は、暫定支給決定を2か月間を上限として行うが、暫定支給決定から支給決定を行う際には、改めて指定特定相談事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求める必要はないこととなっている。

訓練等給付の暫定支給決定をした人のモニタリング期間の開始時期は、暫定支給決定の期間の開始月からということによいか。

(答)

- お見込みのとおり。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問34)

問34 サービス等利用計画等について、短期入所等、単一サービスのみの利用であっても、サービス等利用計画等を作成し、モニタリングを実施する必要があるのか。

(答)

- 単一サービスの利用であっても、その他のサービスの利用の必要性も含め適切なサービスの検討が必要となることから、計画作成や一定期間ごとのモニタリングを実施する必要がある。

なお、モニタリング期間については、市町村において、標準期間を踏まえ、サービスの種類や量、その他の状況等を勘案して個別に判断されたい。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問35)

問35 障害福祉サービス等の支給決定は受けたものの、実際の障害福祉サービス等の利用がなかった場合でも、モニタリング月に継続サービス利用支援を行うのか。

(答)

- 障害福祉サービス等の利用がない場合でも、モニタリング月には継続サービス利用支援を行い、状況を把握した上でサービス内容の変更等が必要かを判断することとなる。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問36)

問36 「相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合のモニタリング等の取扱い」については、相談支援専門員が担当する障害者等に直接サービス提供を行うか否かに関わらず、当該相談支援専門員が、担当する障害者等が利用するサービス提供事業所の職員と兼務する場合は、当該相談支援専門員がモニタリング等を行うことは望ましくないとの考えか。

(答)

- お見込みのとおり。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問37)

問37 「相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合のモニタリング等の取扱い」については、障害者等が当該相談支援専門員を希望する場合は、「市町村がやむを得ないと認める場合」として、引き続き当該相談支援専門員によるモニタリング等を認めてよいか。

(答)

- 障害者等が希望する場合であっても、サービス提供事業所との中立性の確保やサービス提供事業所の職員と異なる視点での検討が欠如しかねず望ましくないため、当該障害者等に制度の趣旨を説明し理解を求めること。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問38)

問38 相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合は、兼務する事業所の利用者のモニタリングを実施することができないこととされているが、同一法人の他の事業所を利用する利用者のモニタリングは実施できるということによいか。

(答)

- お見込みのとおり。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問39)

問39 計画作成後に遠方の施設に入所した場合、モニタリングは現に契約している指定特定相談支援事業所から施設の近くの事業所に委託可能か。

(答)

- 業務のすべてを他の事業所へ委託することは認められない。遠方の施設であって事業所が出向くことができない場合は、施設の近くの相談支援事業所に引き継ぐことが想定される。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問40)

問40 サービス等利用計画及び障害児支援利用計画は、指定基準において、市町村への提出が義務づけられているが、モニタリング結果については市町村にモニタリング記録等の書類を提出する必要があるか。

(答)

- モニタリングについては、以下に掲げる場合等、必要な時にモニタリング結果を報告することとする。

- ・ 支給決定の更新や変更が必要となる場合
- ・ モニタリング期間を設定し直す必要がある場合 等

- なお、上記に加え市町村が毎回モニタリング結果について報告を求めることも可能である。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問41)

(8) セルフプラン

問41 指定特定・障害児相談支援事業者以外の者が計画を作成する場合の作成主体は、誰を想定しているのか。

(答)

- 「指定特定・障害児相談支援事業者以外の者」については、基本的には制限はなく、本人や家族、支援者等が作成したものを想定している。

なお、サービス等利用計画案等は、市町村が支給決定に当たって勘案するものであるため、市町村の支給決定を行う担当職員が作成することは想定していない。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問42)

問 42 利用者本人が作成するサービス等利用計画（セルフプラン）の場合も、指定特定相談支援事業者が提出するものと同じ様式で提出しなければならないのか。また、当事者の意向や目標達成時期等、すべての項目を記入しなければならないのか。支給決定を行う市町村の裁量で、項目を減らす等はできないのか。

(答)

- サービス等利用計画の様式は、国で示している様式例を参考に市町村で定めることになっており、セルフプランについても市町村の判断でセルフプラン用の様式を定めることも可能であるが、当事者の意向や生活全般の解決すべき課題、目標達成時期、サービスの種類・内容・量等省令で示している項目については省略することはできない。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問43)

問 43 例えば身体障害の場合は利用者本人が作成するサービス等利用計画（セルフプラン）の提出を求めるなど、市町村でサービス等利用計画案と利用者本人が作成するサービス等利用計画（セルフプラン）との場合を分けて申請者に指示してよいか。

(答)

- 利用者本人が作成するサービス等利用計画（セルフプラン）は、申請者の希望により指定特定相談支援事業者が作成するプランに代えて提出することができるものであり、利用者が希望していないにも関わらず市町村が提出を求めることは適当ではない。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問44)

4. 報酬関係

(1) 請求のタイミング

問 44 サービス利用支援は、サービス等利用計画を作成した日が属する月分（以下の場合には平成 28 年 4 月分）として翌月に請求するのか。

(例) 支給決定の通知日平成 28 年 4 月 10 日 計画作成平成 28 年 4 月 20 日 サービスの有効期間平成 28 年 5 月 1 日～
4 月分として 5 月に請求。

(答)

○ お見込みのとおり。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係 Q & A 問 45 一部修正)

問 45 計画相談支援給付費が発生する時点は、いつか。

(答)

○ 計画相談支援給付費が発生するのは、市町村から障害福祉サービス等の支給決定を受けた後に、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画を作成し、利用者から文書により同意を得た時点である。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係 Q & A 問 46)

(2) 障害児相談支援対象保護者に指定計画相談支援を行う場合

問 46 障害福祉サービスと障害児通所支援の両方のサービスを利用する障害児については、計画相談支援と障害児相談支援の両方を一体的に実施することとなるが、報酬については、障害児相談支援のみの報酬が算定されるという理解でよいか。

(答)

○ お見込みのとおり。

なお、18 歳以上の障害者が放課後等デイサービスを利用する場合も、その者を障害児とみなして障害児支援利用計画を作成し、障害児相談支援のみの報酬が算定される。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係 Q & A 問 47 一部修正)

(3) 介護保険の対象者の場合

問 47 介護保険の対象者の場合、同じ者(ケアマネジャーと相談支援専門員を同一人物が行う)が一体的にプランを作成すると減算されることが報酬告示で示されている。

介護保険のケアプランを作っている者と障害者総合支援法のサービス等利用計画を作っている者が別々である場合、報酬を両方が 100% 請求できるのか。

(答)

- 請求できる。

なお、利用者の立場に立った支援を行うためには、両者で調整しながらプランを作成する必要がある。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係Q & A 問 48 一部修正)

(4) 申請却下の場合

問 48 障害福祉サービス等の申請が却下された場合は、計画相談支援給付費等は支給されないのか。

(答)

- お見込みのとおり。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係Q & A 問 49)

(5) 利用者が死亡した場合

問 49 指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画案の作成はしたが、サービス等利用計画を作成し、利用者から文書により同意を得る前に利用者が死亡した場合は、サービス利用支援費の算定は可能か。

(答)

- サービス利用支援費の算定はできない。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係Q & A 問 50)

(6) 継続サービス利用支援費

問 50 モニタリングの結果、サービス等利用計画等の変更や新たな支給決定等に係る勧奨が必要ない場合であっても、継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助の報酬は算定できるか。

(答)

- 算定できる。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係Q & A 問 51)

(7) 契約変更した場合

問 51 指定特定相談支援事業者の廃止や利用者の市町村内の転居等により、別の指定特定相談支援事業者に変更した場合であって、契約変更後の指定特定相談支援事業者が、契約変更前の指定特定相談支援事業者からサービス等利用計画を引き継ぎ、利用者の状況を把握するため利用者とは面接したりサービス担当者会議を行う等モニタリングを行った場合に、継続サービス利用支援費を算定することは可能か。

(答)

- 契約変更後の指定特定相談支援事業者がモニタリング月ではない月に継続サービス利用支援を行う場合には、市町村に報告し、モニタリング期間の変更を行った上で継続サービス利用支援費を算定することは可能である。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問52)

(8) 計画相談支援給付費の算定の考え方

問52 計画相談支援給付費の算定に当たっての基本的な考え方如何。

(答)

- サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費は、月額報酬のため同一の月に複数回行ったとしてもサービス利用支援費については1,522単位、継続サービス利用支援費については1,260単位しか算定することはできない。
- 同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定する。
- サービス利用支援を行った後、同一の月に継続サービス利用支援を行った場合は、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できる。

(H29. 3. 31 相談支援関係Q&A 問52 一部修正)

(9) 同一の月に指定サービス利用支援を複数回行う場合

問53 障害福祉サービスの利用に係る支給決定を受け、サービス利用支援を行った直後に、利用者の心身の状況の急変や転居による環境の変化等により、新たな障害福祉サービス等の申請又は支給決定の変更の申請を行うことが必要となり、同一の月にサービス利用支援を2回行うこととなった場合、同一の月にサービス利用支援費を2回分算定してもよいか。

(答)

- サービス利用支援費は、月額報酬のため、同一の月に複数回行ったとしても1,522単位しか算定することはできない。

(H29. 3. 31 相談支援関係Q&A 問53 一部修正)

(10) 同一の月に指定継続サービス利用支援を複数回行う場合

問54 モニタリング期間が1月(毎月)ごとと決定されている利用者で、やむを得ない事由により継続サービス利用支援を行うのがモニタリング月の翌月となった場合、前月実施予定だった継続サービス利用支援と当月実施予定となっている継続サービス利用支援を同一の月に行うことになるが、継続サービス利用支援費は2回分算定することは可能か。

(答)

- 継続サービス利用支援費は、月額報酬のため、同一の月に複数回行ったとしても1,260単位しか算定することはできない。

(H29. 3. 31 相談支援関係Q&A 問54 一部修正)

(11) 指定継続サービス利用支援を行った結果指定サービス利用支援を行う場合

問 55 継続サービス利用支援を行った結果、利用者の状態に変化があり、新たな支給決定若しくは支給量の変更等の必要が生じた場合、新たなサービス等利用計画を作成する必要があるため、継続支援サービス利用ではなくサービス利用支援として 1,522 単位/月を算定できるか。

(答)

○ お見込みのとおり。

なお、継続サービス利用支援を行った結果サービス等利用計画を作成するという一連の流れで行っている場合は、計画作成のアセスメントのプロセスをモニタリング（継続サービス利用支援）で行えているため、月をまたいだ場合も同様に継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定する。

(H 2 9 . 3 . 3 1 相談支援関係Q & A 問 55 一部修正)

(12) 同一の月に指定継続サービス利用支援と指定サービス利用支援を行う場合

問 56 継続サービス利用支援を行った直後に、利用者の心身の状況の急変や転居による環境の変化等により、新たな障害福祉サービス等の申請又は支給決定の変更の申請を行うことが必要となり、同一の月に継続サービス利用支援とサービス等利用支援を行うこととなった。

継続サービス利用支援とサービス利用支援を一連の流れで行ったわけではないので、継続サービス利用支援費及びサービス利用支援費の両方を算定してもよいか。

(答)

○ 同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定する。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係Q & A 問 57)

問 57 障害福祉サービスの体験利用（短期間）を行うための支給決定に係るサービス利用支援を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための継続サービス利用支援を行い、その結果支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係るサービス利用支援を行った場合には、計画相談支援費の算定はどのように行うこととなるのか。

(答)

○ 同一の月にサービス利用支援と継続サービス利用支援を行うことと市町村が決定した者については、サービス利用支援費と継続サービス利用支援費を算定する。

さらに、同一の月にサービス利用支援を行った場合であっても、サービス利用支援費は月額報酬のため、サービス利用支援を行った回数分請求することはできない。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係Q & A 問 58)

(13) 契約変更した場合

問 58 契約変更前の指定特定相談支援事業者が継続サービス利用支援を行った場合は、同一月に契約変更後の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を算定できるか。

(答)

- 契約変更後の指定特定相談支援事業者が継続サービス利用支援を行った場合には、継続サービス利用支援費を算定できるが、その場合には、契約変更前の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を算定できない。

このような場合、変更前の指定特定相談支援事業者は、転居等に関する利用者の意向を確認しておくべきである。

なお、契約変更後の指定特定相談支援事業者にケースを引き継ぐ場合には、ケースを円滑に引き継げるよう配慮すること。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問 59)

問 59 障害福祉サービス等の支給決定の終期月等において継続サービス利用支援を行った後に、別の指定特定相談支援事業者が同一の月にサービス利用支援を行った場合、契約変更前の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を、契約変更後の指定特定相談支援事業者はサービス利用支援費を算定できるか。

(答)

- 同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定することとされているため、契約変更前の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を算定できず、契約変更後の指定特定相談支援事業者のみサービス利用支援費を算定する。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問 60)

問 60 サービス利用支援を行った後に、指定特定相談支援事業者の廃止や利用者の市町村内の転居等により、別の指定特定相談支援事業者に契約変更した場合であって、同一の月に契約変更後の指定特定相談支援事業者が、契約変更前の指定特定相談支援事業者からサービス等利用計画を引き継ぎ、利用者の状況を把握するため利用者と面接したりサービス担当者会議を行う等モニタリングを行った場合に、契約変更前の指定特定相談支援事業者はサービス利用支援費を、契約変更後の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を算定することは可能と考えるが、いかがか。

(答)

- お見込みのとおり。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問 61)

(14) 転出・転入

問 61 サービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った後に、利用者が市町村外に転出し、同一の月に転出先の市町村で障害福祉サービス等の申請に係るサービス利用支援を別の指定特定相談支援事業者が行った場合、両方の指定特定相談支援事業者が計画相談支援給付費を算定できると考えるが、いかがか。

(答)

○ お見込みのとおり。

転出に伴い支給決定を行う市町村が変わった場合は、同一の月であってもサービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定できる。

この場合、指定特定相談支援事業者は、利用者の転出予定等を事前に確認しておくべきであり、転出先の指定特定相談支援事業者に円滑に引き継げるよう配慮すること。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問 62)

(15) 障害児から障害者へ切り替わる際の取扱い

問 62 障害児通所支援から障害福祉サービス等に利用するサービス等が切り替わる際に、障害児相談支援の支給期間の終期月に指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して継続障害児支援利用援助を行い、同一の月に、指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者に対してサービス利用支援を行った場合、指定障害児相談支援事業者が継続障害児支援利用援助費を、指定特定相談支援事業者がサービス利用支援費を算定することは可能か。

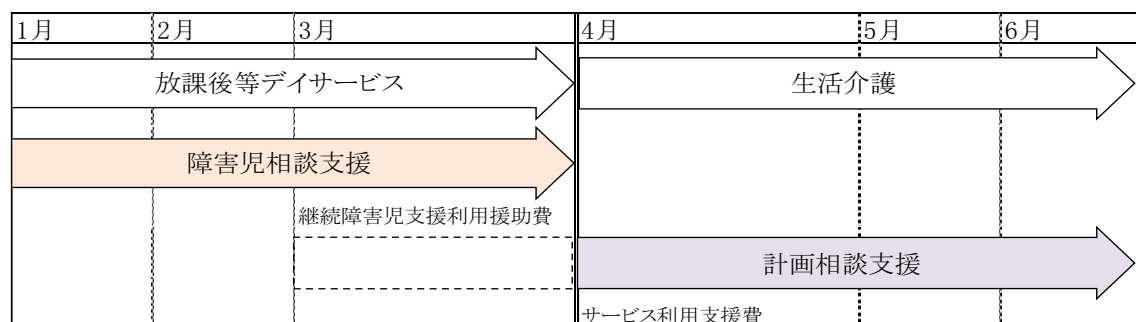
(答)

○ 報酬告示において「障害児相談支援対象保護者に対して、指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定しない。」とされているため、同一月に指定特定相談支援事業者がサービス利用支援費を算定することはできない。

したがって、サービス等利用計画を作成し、利用者から文書による同意を得る日を、障害児相談支援の支給期間の終期月の翌月に属する日とすること。

なお、この取扱いについては、指定障害児相談支援事業者から指定特定相談支援事業者へケースを引き継ぐ場合も、指定障害児相談支援事業者と指定特定相談支援事業者の両方の指定を受けている事業者がケースを受け持つ場合も同じである。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問 63)



(16) 機能強化型（継続）サービス利用支援費・機能強化型（継続）障害児支援利用援助費

問 63 機能強化型（継続）サービス利用支援費の算定要件にある常勤の相談支援専門員の考え方如何。

(答)

- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 18 年 12 月 6 日障発 1206001）第二の 2 の（3）の規定に準じた取扱いとする。

(H 2 7 . 3 . 3 1 平成 2 7 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A 問 53 一部修正)

~~問 64 相談支援給付費の特定事業所加算を取得した事業所は、毎月、「所定の記録」を策定しなければならないこととされているが、その様式は示されるのか。~~

~~(答)~~

- ~~○ 標準様式に従い、毎月作成し、5 年間保存しなければならない。~~

~~(H 2 7 . 3 . 3 1 平成 2 7 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A 問 54)~~

問 64 機能強化型（継続）サービス利用支援費における相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の具体的な取扱いについて示されたい。

(答)

- 相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の取扱いについては、各月の前月の末日時点で研修を修了している者とし、修了証の写しにより受講の事実を確認するものとする。

(H 2 7 . 3 . 3 1 平成 2 7 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A 問 55 一部修正)

問 65 機能強化型（継続）サービス利用支援費の要件にある基幹相談支援センター等とは基幹相談支援センター以外に何が想定されるのか。

(答)

- （自立支援）協議会や委託相談支援事業所を想定している。

なお、当該月に支援困難ケースの紹介実績がない場合でも、加算の算定は可能である。

(H 2 7 . 3 . 3 1 平成 2 7 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A 問 56 一部修正)

問 66 機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅱ）の算定要件は、報酬告示によると常勤かつ専従の相談支援専門員を 3 名以上配置する必要があるとのことだが、留意事項通知では 3 名配置された常勤かつ専従の相談支援専門員のうち、相談支援従事者現任研修を終了した相談支援専門員 1 名以上含む 2 名を除いた相談支援専門員は、当該指定特定（障害児）相談支援事業所の業務に支障がなければ同一敷地内にある他の事業所の職務の兼務も認めるとしている。

要するに 3 人目以上の相談支援専門員については条件にあてはまれば実質的に兼務を認めるということか。

(答)

- お見込みのとおり。ただし、当該加算の趣旨を十分踏まえ、兼務により当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がないことを必ず担保するよう留意されたい。

(H27.4.30 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A 問36 一部修正)

問 67 機能強化型(継続)サービス利用支援費の要件として、伝達等を目的とした会議を定期的(概ね週1回以上)に開催することとあるが、事業所内の相談支援専門員による会議で差し支えないのか。それとも、利用者、家族や関係機関(サービス提供事業所等)の関係者を含めた会議を開催する必要があるのか。

(答)

- 当該相談支援事業所内の相談支援専門員による会議で差し支えない。

(H29.3.31 相談支援関係Q&A 問68 一部修正)

問 68 機能強化型(継続)サービス利用支援費の要件として、二十四時間連絡体制の確保があるが、二十四時間開所しておく必要はなく、二十四時間連絡が取れる体制を確保しておくことで足りるのか。また利用者等とあるので、利用者の家族や利用しているサービス提供事業所も対象になるのか。

(答)

- お見込みのとおり。

また、複数の事業所が協働して体制を確保する場合には、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所全体で連絡体制が確保されていることをもって要件を満たすこととする。

(H29.3.31 相談支援関係Q&A 問69 一部修正)

(17) 障害児相談支援における初回加算

問 69 障害児相談支援に係る初回加算は、事業所の変更や転居等に伴い、違う事業所が新規で作成する場合も対象になるのか。

(答)

- 障害児相談支援対象保護者が、新規に障害児支援利用計画を作成する場合や、前6月間において障害児通所支援や障害福祉サービスの利用がない場合に対象となるものなので、事業所が変更になるだけでは対象にならない。

なお、セルフプランにより支給決定を受けている障害児が、初めて障害児支援利用計画を作成する場合も初回加算の対象となる。

5. その他

(1) 基幹相談支援センター

問 70 地域生活支援事業費補助金の基幹相談支援センター等機能強化事業については、専門的職員の配置は基幹相談支援センター以外の相談支援事業所も補助対象となりうるが、地域の相談支援体制の強化の取組及び地域移行・地域定着の促進の取組は基幹相談支援センターのみが補助対象となるという理解でよいか。

(答)

- お見込みのとおりであるが、専門的職員の配置についても基幹相談支援センターを設置した上で補助することが望ましい。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係Q & A 問 64 一部修正)

(2) 指定管理

問 71 市の福祉センターの運営について、指定特定相談支援事業を行っている法人に対し指定管理により委託している。市からは、相談支援についても指定管理料に含まれていると考えているので、指定管理者が指定特定相談支援事業者として行った計画相談に係る給付費について、国保連から事業所ではなく市に支払うこととしたい。

(答)

- 計画相談支援給付費は、指定特定相談支援事業者の指定を受けている者に支払われるものであるから、市が自らを指定特定相談支援事業者として指定していないのであれば、国民健康保険団体連合会から市に支払うことはできない。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係Q & A 問 65)

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 2
(令和3年4月8日)

【 目 次 】

1. 障害福祉サービス等における共通的事項	1
(1) 障害福祉サービス等における横断的事項	1
2. 就労系サービス	2
(1) 就労系サービスにおける共通事項	2
(2) 就労移行支援	2
(3) 就労定着支援	4
(4) 就労移行支援・就労定着支援共通	5
(5) 就労継続支援A型	6
(6) 就労継続支援B型	7
(7) 就労継続支援A・B型共通	8
3. 相談系サービス	8
(1) 相談系サービスにおける共通的事項	8
4. 障害児支援	
(1) 障害児通所支援	17
(2) 障害児入所施設	18
5. 一部訂正及び削除するQ&A	18
(1) 一部訂正するQ&A	18
(2) 削除するQ&A	20

1. 障害福祉サービス等における共通的事項

(1) 障害福祉サービス等における横断的事項

(虐待防止①)

問1 虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画とはどのようなものか。

(答)

例えば、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」に掲載している「労働環境・条件メンタルヘルスチェックリスト」を活用した労働環境等の計画的確認などが考えられる。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000686499.pdf>

(虐待防止②)

問2 身体拘束等の適正化のための研修及び虐待防止のための研修の関係如何。

(答)

虐待防止のための研修については、「虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発する」こととされているため、身体拘束等の適正化の内容に限定しないことが求められる。

例えば、厚生労働省の作成した「障害者虐待防止の理解と対応」を活用することなどが考えられる。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf>

(虐待防止③)

問3 虐待防止の取組について、小規模な事業所にも過剰な負担とならないようにするには、どのような取組が考えられるか。

(答)

虐待防止の取組は、①虐待防止委員会を設置し、結果を従業者に周知すること、②従業者に虐待防止のための研修を実施すること、③虐待防止の責任者を置くこととなっている。

このうち、虐待防止委員会については、事業所単位ではなく法人単位での設置を可能としているほか、人数についても管理者や虐待防止責任者が参画していれば最低人数は問わないこととしている。

また、虐待防止の研修は協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に参加した場合も認めることとしている。

さらに、研修については、厚生労働省の作成した職場内研修用冊子「障害者虐待防止の理解と対応」を活用するほか、事業所間で虐待防止に関する課題を共有した上で、研修を複数事業所で合同して実施する等の取組が考えられる。

また、厚生労働省においては、今後、小規模な事業所における望ましい取組方法（体制整備や複数事業所による研修の共同実施等）について調査研究を行い、令和3年度中に具体的な手法をお示しする予定である。

なお、こうした小規模事業者への配慮は、身体拘束等の適正化のための取組においても同様と考えるものである。

2. 就労系サービス

(1) 就労系サービスにおける共通事項

(在宅でのサービス利用の要件の見直し)

問4 在宅でのサービス利用の対象者について、身体障害等により公共交通機関の利用が困難である者以外でも、障害を問わずに希望する者であって、支援効果が認められると市町村が判断した場合については対象とすることが可能ということか。また支援効果はどのように評価するのか。

(答)

対象者については貴見のとおり。在宅利用の支援効果については、就労移行支援においては、一般就労への移行に向けて、就労に必要な知識や能力の向上につながる在宅での訓練メニューがあること、就労継続支援においては就労の機会、生産活動その他の活動の機会の提供が行われており、在宅での訓練メニューがあることを前提とし、個別支援計画に在宅でのサービス利用による支援目標、支援内容が明記され、個別支援計画のモニタリングの機会等で実施効果を定期的に評価し、見直しが行なわれるかにより評価する。なお、在宅でのサービス利用の留意事項については「就労移行支援・A・Bの留意事項通知」を参照されたい。

(2) 就労移行支援

(就労定着者の割合の算出)

問5 就労移行支援サービス費（I）の算定に係る就労定着者の割合について、前年度及び前々年度実績に基づき算出することになったが、具体的な計算例を示されたい。

(答)

計算式及び具体例は以下のとおり。

[計算式]

就労定着者の割合＝

(①前年度において就労を継続している期間が6月に達した者の数
＋②前々年度において就労を継続している期間が6月に達した者の数)
÷ (③前年度の利用定員数＋④前々年度の利用定員数)

[具体例]

①：8人 ②：5人 ③：20人 ④：20人

就労定着者の割合＝(8人＋5人) ÷ (20人＋20人) ＝32.5%

基本報酬算定区分：就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満

(新規指定の場合の基本報酬の算定)

問6 就労移行支援サービス費（I）の新規指定の場合の就労定着者の割合について、具体例を示されたい。

(答)

別添を参照されたい。

(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出)

問7 令和3年度の報酬算定に係る実績の算出については、「令和元年度及び令和2年度」又は「平成30年度及び令和元年度」のいずれか2カ年度の実績で評価することとなっているが、例えば、平成31年4月開所の事業所であって、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の実績を用いない場合はどのように取り扱うのか。

(答)

ご質問のような事例の場合は、新規指定から2年度目の事業所と同じ取扱いになる。つまり、「100分の30以上100分の40未満」か令和元年度の就労定着者の割合（令和元年度中に就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該年度の利用定員数で除した割合）で基本報酬を算定することとなる。

(基本報酬の算定区分に関する届出書の添付書類)

問8 基本報酬の算定区分に関する届出の際に、雇用契約書等の添付書類を求めているが、前々年度において就労を継続している期間が6月に達した者の添付書類については、前年度の届出時に提出済と思われるが、提出は必要か。

(答)

前年度の届出時に提出済であれば、省略して差し支えない。

(人員基準の緩和)

問9 就労支援員について常勤要件を緩和し、常勤換算による配置を可能とするとあるが、利用者数が15名以上の場合においても、常勤ではない就労支援員を2名以上配置し、常勤換算により人員基準を満たせば良いということか。

(答)

貴見のとおり。例えば、利用者数が18名だった場合、常勤換算により1.2人分の就労支援員の配置が必要であるが、この場合、常勤換算による勤務時間が0.6以上の就労支援員を2名配置することが可能である。この場合、当該就労支援員を同一法人内の就労継続支援事業所や就労定着支援事業所等の従事者として配置し、就労支援ノウハウの共有に努める等、可能な範囲で人材の利活用に努められたい。

(3) 就労定着支援

(基本報酬の支給要件について)

問10 利用者及び当該利用者が雇用されている通常の事業所の事業主等に対し、支援内容を記載した報告書を月1回以上提供することとあるが、報告書(支援レポート)を提供する範囲についてはどのように考えれば良いか。

(答)

利用者及び当該利用者が雇用されている通常の事業所の事業主の他、当該利用者の就労定着のための支援に関わる就労支援機関(地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、地方自治体が設置する就労支援機関等)、医療機関(当該利用者の主治医がいる病院等)、相談支援事業所等の相談支援に関わる支援機関等が想定される。なお、利用者が事業主等に対して障害を開示していない場合等で、利用者が希望しない場合は当該利用者が事業主等に対して支援レポートを開示しないこととして差し支えない。

(定着支援連携促進加算)

問11 関係機関等との連携強化の一環で、利用者が勤務する企業への訪問や、利用者の主治医の勤務しているクリニック等に同行し、打ち合わせを行う場合は加算が算定されるか。

(答)

算定可能である。ただし、単に利用者の勤務状況の把握のためだけに訪問する場合や、利用者の状態、治療状況の把握を目的として、利用者の診察に同行する場合は算定されない。利用者の就労定着支援計画に基づく支援の実施状況の共有や就労定着支援計画の策定や見直しに係る企業の担当者や主治医の意見の聴取を目的とするものに限る。

(4) 就労移行支援・就労定着支援共通

(支援計画会議実施加算・定着支援連携促進加算①)

問 12 ケース会議の記録の作成や提出は必要か。

(答)

ケース会議等の参加者、会議の実施結果を個別の支援記録に記載し、都道府県等から求めがあった場合は速やかに提出できるようにしておけば、ケース会議の記録の作成や提出は不要である。

(支援計画会議実施加算・定着支援連携促進加算②)

問 13 ケース会議には必ず本人が出席しなければならないのか。

(答)

必ずしも本人の出席は必要ではないが、利用者の個別支援計画に関するケース会議であるため、本人が出席していない場合には、会議の結果、個別支援計画の作成や見直しがどのようになされたかは必ず本人に伝達すること。

(支援計画会議実施加算・定着支援連携促進加算③)

問 14 1回のケース会議の時間数や、対象となる利用者数に制限はあるか。

(答)

特段の制限は設けないが、短時間の間に多数の利用者のケースを扱っている場合などは、会議記録等により、適切にケース会議が実施されているかを確認すること。

(支援計画会議実施加算・定着支援連携促進加算④)

問 15 支給決定市町村の支給決定事務担当者は「障害者の就労支援に従事する者」としてケース会議に参加することは可能か。

(答)

可能である。

(支援計画会議実施加算・定着支援連携促進加算⑤)

問 16 ケース会議は必ず加算を算定する事業所が主催する必要があるか。地域の就労支援機関等が主催する合同のケース会議において、自事業所の利用者のケースを扱う場合には算定できないか。

(答)

当該利用者の個別支援計画の見直しやモニタリングに係るケース会議であれば、加算を算定する事業所が主催ではない場合も算定可能である。

(5) 就労継続支援A型

(スコア：多様な働き方)

問 17 就業規則その他これに準ずるものとあるが、こういったものが認められるか。各利用者の労働契約書に記載されているものは対象となるか。

(答)

利用者の多様な働き方につながる各制度について、当該就労継続支援A型事業所の全ての利用者が希望した時に利用できるようにする必要があり、そのためには当該就労継続支援A型の全ての利用者に適用される就業規則に位置づける必要があり、各利用者の労働契約書にのみ記載されていることをもって評価することはできない。なお、労働基準法による就業規則の作成義務の対象は従業員が常時10人以上の事業所であるため、これに該当しない事業所が、就業規則に準ずるものに記載している場合は評価の対象とする。

(スコア：支援力向上①)

問18 免許及び資格の取得の促進並びに検定の受検の勧奨に関する事項において、当該就労継続支援A型事業所が独自で定めている資格制度、検定制度は評価の対象となるか。

(答)

免許及び資格等については、原則として、当該就労継続支援A型事業所の利用者であるか否かに関わらず、広く受検できるものを評価の対象とするが、当該事業所が独自で定めている資格、検定等を取得することによって、当該事業所の他の利用者に比べて高い賃金額に昇給できるといったキャリアアップの実績が明確であって、自治体が認める場合においては評価の対象としてよい。

(スコア：支援力向上②)

問19 免許及び資格の取得の促進並びに検定の受検の勧奨に関する事項において、検定の受検料や検定にかかる外部の研修受講費の補助等が考えられるが、一方で利益供与の禁止における障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘引行為との関係如何。

(答)

検定の受験料や検定にかかる外部の研修受講費の補助等は当該事項における制度の整備状況として評価することが可能である。一方で当該就労継続支援A型事業所の利用を検討している利用者に対して、当該制度が利用できることをパンフレット等で殊更に強調することは、当該事業所を利用しようとする利用者の意思決定を歪め、利用者誘引行為となる可能性があるため、留意すること。

(スコア：支援力向上③)

問 20 「職員が当該就労継続支援 A 型事業所等における障害者に対する就労支援に関して、研修、学会等又は学会誌等 において発表した回数」の評価において学会等について一定規模以上の参加者のもと、当該就労継続支援 A 型事業所の取組について発表していることとあるが、一定規模以上の参加者とはどの程度の規模か。

(答)

少なくとも 30 名を越える参加者のもと、発表が行われていることをもって評価する。

(スコア：支援力向上④)

問 21 学会等には、例えば、一般市民に対するセミナーや大学の生徒に対する講義は含まれるか。

(答)

本項目は、当該就労継続支援 A 型事業所の取組を学会等において情報発信・情報提供することで、他の事業所や企業において、障害者の就労支援に関する取組がより促進されることを期待して設けられた項目であるため、セミナーや講義の対象者が一般市民や大学の生徒に限られる場合は、学会等には含まれない。

(スコア：地域連携活動)

問 22 地域連携活動における地域とはどの範囲を指すのか。

(答)

地域連携活動については利用者と地域との接点や関係を作り、地域での利用者の活躍の幅を広げていくことを目的としており、ここで定める地域とは利用者が日常的に生活する地域の圏内を想定しており、特定の範囲を定めているものではない。

(6) 就労継続支援 B 型

(地域協働加算①)

問 23 「持続可能で活力ある地域づくりに資することを目的として、地域住民その他の関係者と協働して行う取組」とは、具体的にどのような取り組みを指すのか。例えば、事業所内で雑貨、食料品の小売販売や飲食店を営業している場合も対象となるか。

(答)

この加算は、「利用者の、地域での活躍の場・活動の場を広げること」を目的に

創設するものであるため、各事業所の創意工夫による取組を後押しするよう運用することを想定している。このため、就労及び生産活動の一環として、「地域に出て取り組むこと」や「地域課題の解決のために取り組むこと」、「地域の方々と取り組むこと」などが、その対象の範疇となる。例示されたものについても、上記趣旨に合致するのであれば対象となり得る。

(地域協働加算②)

問24 「インターネットの利用、その他の方法により公表」とあるが、作業の様子や地域との交流の様子をブログで紹介した場合等も含まれると解してよいか。

(答)

貴見のとおり。

(7) 就労継続支援A・B型共通

(就労移行連携加算①)

問25 同一の法人内や多機能事業所内での就労移行支援事業所への移行も対象に含まれるか。

(答)

含まれる。

(就労移行連携加算②)

問26 当該利用者が就労移行支援の支給決定を受けた日の前日から起算して過去3年以内に就労移行支援の支給決定を受けていた場合は算定しないとするが、この場合の支給決定を受けた日の前日とは「支給決定期間の開始日の前日」という解釈でよいか。

(答)

貴見のとおり。

2. 相談系サービス

(1) 相談系サービスにおける共通的事項

(加算共通①)

問27 加算が複数創設されているが、既存の加算と支援の内容が重複する場合、どのように算定したらよいか。

(答)

以下に記載する例のとおり、同一の支援業務においては複数の加算を算定することはできないため、いずれかの加算を選択し請求を行う必要がある。

- ① 居宅介護支援事業所等連携加算における「情報提供」及び「会議参加」と入院時情報連携加算
- ② 居宅介護支援事業所連携加算における「会議参加」と退院・退所加算
- ③ 集中支援加算における「会議参加」と入院時情報連携加算（I）及び退院・退所加算

(加算共通②)

問28 記録の作成が必要な加算についてはどのように記録したら良いか。また、加算の算定要件となる業務の挙証書類については、基準省令で定める記録（相談支援台帳等）等に記載、保管することで足りることとされたが、具体的にどのような記載事項を想定しているのか。

(答)

各加算（体制を評価するものを除く）の算定を挙証するためには、該当する支援について、以下の表に掲げる事項を含む記録の作成が必要である。

これらは、基準省令第30条第2項に定める記録に必要事項の記載がある場合、別途重ねて記録を作成する必要はない。ただし、実地指導等において市町村等から求めがあった場合には直ちに提示できるよう整理し保管すること。

なお、個々の利用者ごとに相談支援を提供した都度作成する支援経過等の記録や会議録が基準省令第30条第2項に定める記録に含まれるものとして一体的に管理・保存されている場合、当該記録や会議録を含めて当該基準省令に定める記録として取り扱うことができる。

例えば、関係機関が主催する利用者の支援の方向性を検討する会議に参加し、その会議録を当該基準省令に定める記録の一部として一体的に管理・保存した場合、集中支援加算（会議参加）を算定する場合であっても、別途加算を挙証するための記録を作成することは不要である。ただし、他機関が作成した会議録等を受領し、そのまま自事業所の記録へ転用することは適切でなく、加えて少なくとも自事業所の記録様式に自らの所見（考察）等を記録することが必要である。

(平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成30年3月30日障害福祉課事務連絡）の別添資料2は廃止する。

加算名	記録に記載する事項
【利用者及び家族への面接に係る加算】 初回加算（重ねて算定する場合） 集中支援加算（訪問） 居宅介護事業所等連携加算（訪問） 保育・教育等移行支援加算（訪問）	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・面接を行った年月日、場所及び開始時刻・終了時刻 ・面接の内容
入院時情報連携加算（I）	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・機関名、対応者氏名 ・開催年月日、場所及び開始時刻、終了時刻 ・情報共有や情報提供等の概要
退院・退所加算 医療・保育・教育連携加算	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・機関名 ・対応者氏名 ・開催年月日、場所及び開始時刻、終了時刻 ・情報交換等の内容、情報交換の結果からサービス等利用計画に反映されるべき事項
【会議の開催、参加に係る加算】 集中支援加算（会議開催、会議参加） 居宅介護事業所等連携加算（会議参加） サービス担当者会議実施加算 地域体制強化共同支援加算 保育・教育等移行支援加算（会議参加）	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・開催年月日、場所、開始時刻・終了時刻及び出席者（氏名、所属・職種） ・検討内容の概要※（例：支援の経過、支援上の課題、課題への対応策） <p>※検討事項等に係る詳細については留意事項通知のとおり。</p>
サービス提供時モニタリング加算	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・訪問した機関名、場所及び対応者氏名 ・訪問年月日、開始時刻、終了時刻 ・確認した障害福祉サービスにおけるサービスの提供状況 ・サービス提供時の利用者の状況 ・その他必要な事項

(加算共通③)

問 29 体制を評価する加算（主任相談支援専門員配置加算、行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算、精神障害者支援体制加算、ピアサポート体制加算）を算定するためにはどのような手続きが必要か。

(答)

体制を評価する加算を算定するに当たっては事前に文書により届け出ることが必要である。届出に当たっての文書及び入院時情報提供書については、標準様式を参考とされたい。

(加算共通④)

問30 令和3年度の報酬改定で創設された加算の中で、基本報酬を算定していない月でも請求可能な加算はあるか。

(答)

以下の加算については、基本報酬を算定しない月にのみ算定可能である。

①集中支援加算

②居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算における「訪問」及び「会議参加」

(基本報酬（複数事業所による協働体制）)

問31 地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所による協働体制が確保されている場合、機能強化型（継続）サービス利用支援費を算定できるとされているが、具体的にどのような場合に算定できるのか。

(答)

留意事項通知で示しているとおり、協働体制を確保する事業所間において協定を締結していること、協働体制を維持できているかについて協定を締結した事業所間において定期的（月1回）に確認が実施されていること等の体制が確保されていることが必要になる。

なお、協働体制を確保する事業所間においては、人員配置要件や24時間の連絡体制確保要件について、複数の事業所で要件を満たすことを可能としているが、特定の事業所に対して過重な負担とならないようあらかじめ事業所間で十分協議を行い、役割分担を明示した協定を締結し、かつ、具体的な業務内容の分担を行っておくことが重要である。

(※障害児相談支援についても同様)

(基本報酬)

問32 協働体制を確保すべき事業所間で締結すべき協定の事項は何か。

(答)

少なくとも以下に示す事項を含む協定を締結することが必要である。

協定の締結年月日、協定を締結する事業所名、協定の目的、協働により確保する体制の内容、協働体制が維持されていることの確認方法、協働する事業所の義務、協定が無効や解除となる場合の事由や措置、秘密保持、協定の有効期間。

(居宅介護支援事業所等連携加算)

問 33 「居宅介護支援事業所等連携加算」における障害福祉サービスの利用終了後6月の算定について、サービスの利用終了後に対象の支援を実施した場合はどのように算定するのか。

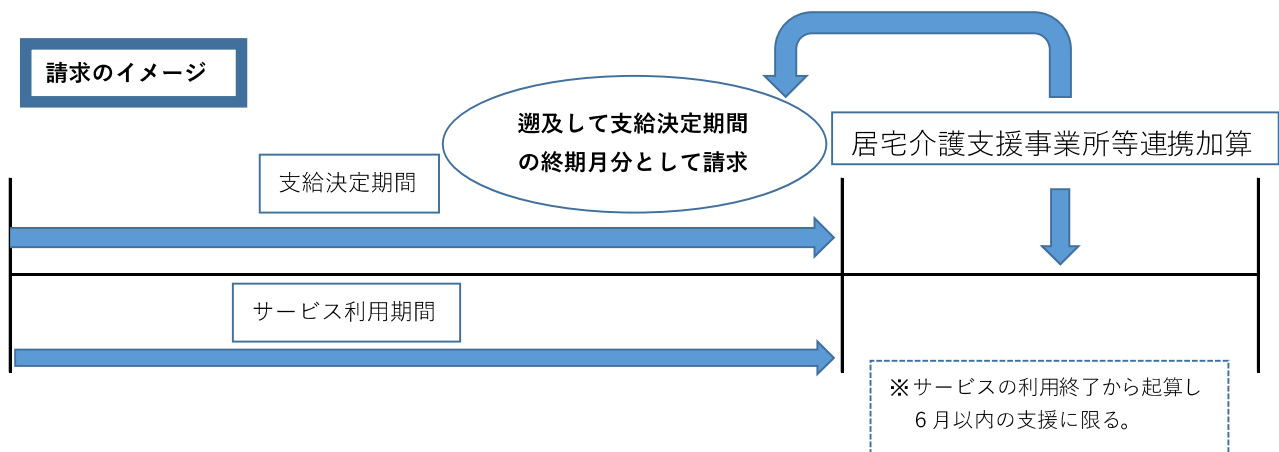
(答)

厚生労働省令（第34条の54）において支給期間は、サービス利用支援を実施する月から支給決定障害者等に係る支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付決定の有効期間のうち最も長いものの終期の月までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間とされている。

このため、以下に示す方法により算定すること。

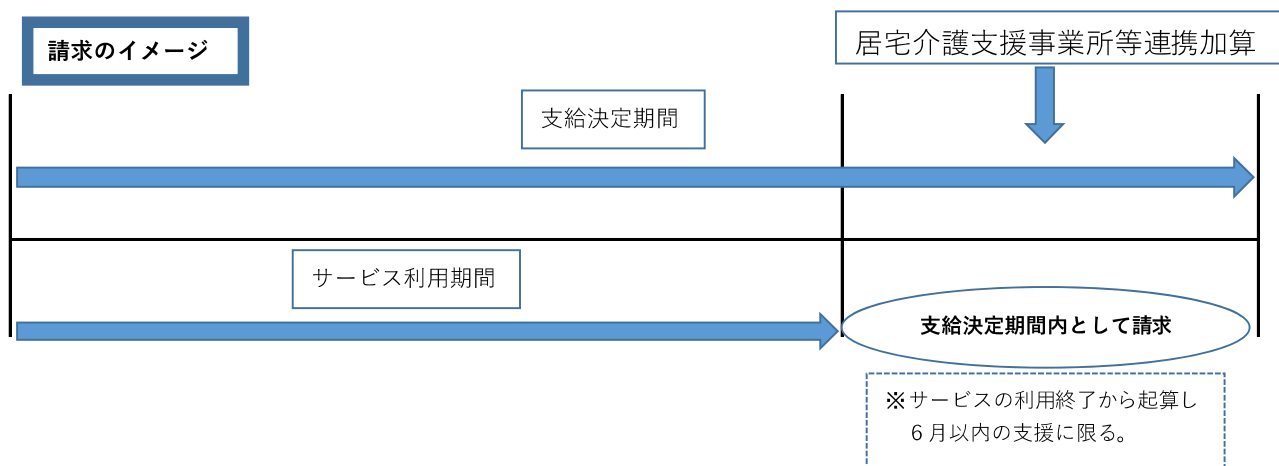
(i) 支給決定期間とサービスの利用終了月が同一の場合

サービス利用終了から起算して6月の範囲内で支援が終了した後に支給決定期間の終期月分として改めて請求すること。



(ii) 支給決定の有効期間内にサービスを受ける必要がなくなった（サービスの利用を終了した）場合

支給決定の有効期間内の支援として通常のとおり請求すること。



(i) の場合、①居宅等を訪問し、面接を行った場合、②居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加した場合については、原則として終期月に実施することとされている継続サービス利用支援と同月の請求となることから、国保連合会での一次審査のチェックは警告として市町村審査の対象となるため、市町村においては適正な請求であるか確認の上支給すること。

(ii) の場合において、サービスの利用終了に伴い、支給決定の取消しを行った場合※については、(i) と同様の方法によって請求を行うこと。

「保育・教育等移行支援加算」についても算定方法及び審査方法の取扱いは同様である。

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律【一部抜粋】

(支給決定の取消し)

第25条 支給決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該支給決定を取り消すことができる。

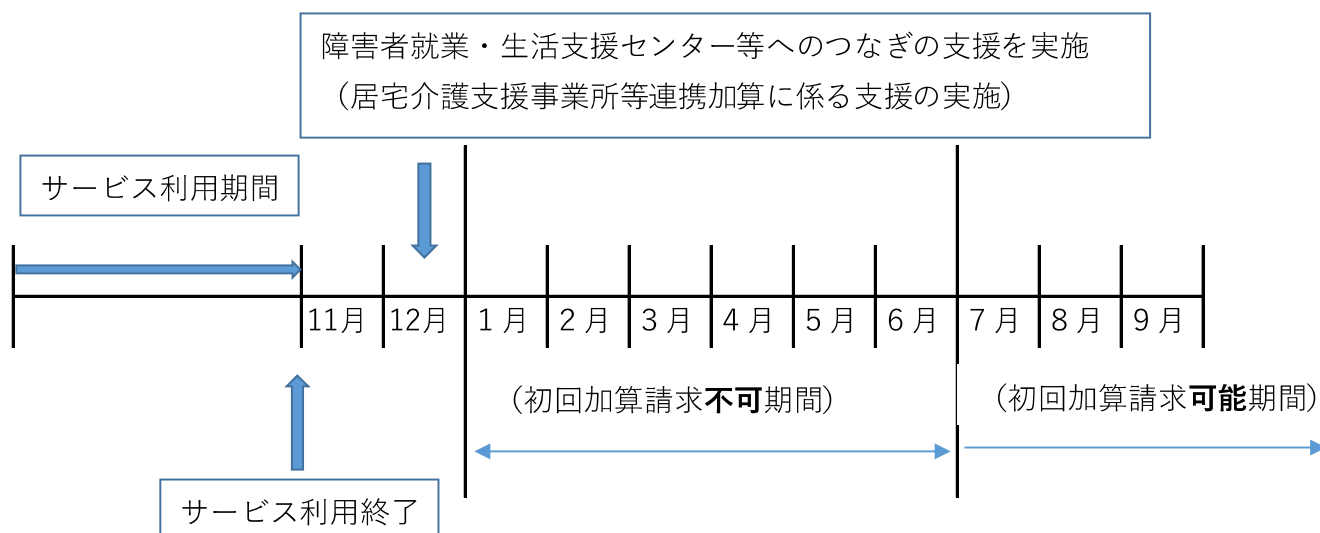
一 支給決定に係る障害者等が、第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等及び第三十条第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスを受ける必要がなくなったと認めるとき。

(初回加算)

問34 初回加算の算定月から、前6月において居宅介護支援事業所等連携加算を算定している場合は、初回加算を算定できないとされているが、具体的にはどのような場合か。

(答)

以下の図のとおり、居宅介護支援事業所等連携加算を取得した場合は、加算を取得した最終月から6月経過するまでは、初回加算を取得できないという趣旨である。



(居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算、集中支援加算)
 問 35 居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算、集中支援加算の連携先はどこまで含まれるのか。

(答)

それぞれ、主な連携先は以下を想定している。

加算名	連携（つなぎ）先
居宅介護支援事業所等連携加算 (介護保険への移行、進学、企業等への就職による障害福祉サービス利用終了時)	指定居宅介護支援事業所、指定居宅介護予防支援事業所、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、大学、特別支援学校、企業及び障害者就業・生活支援センター
保育・教育等移行支援加算 (進学、企業等への就職による障害児通所支援利用終了時)	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、大学、特別支援学校、企業及び障害者就業・生活支援センター
集中支援加算	障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、障害児通所支援事業者、障害児入所支援施設、指定発達支援医療機関、病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、認定こども園、中学校、高等学校、専修学校、大学、特別支援学校、公的な支援機関や他法他施策に基づく支援機関（※）及び地方自治体 （※）公的な支援機関や他法他施策に基づく支援機関の例 保護観察所、公共職業安定所、保健センター、地域包括支援センター、利用者支援事業、自立相談支援機関、包括的相談支援事業、多機関協働事業、居住支援法人、精神保健福祉センター、保健所、更生相談所、児童相談所、発達障害者支援センター、高次脳機能障害者支援センター、難病相談支援センター、地域生活定着支援センター、子ども家庭支援センター、配偶者暴力相談支援センター、女性センター

(集中支援加算)

問 36 「集中支援加算」と「サービス担当者会議実施加算」におけるサービス担当者会議の要件はそれぞれどのように異なるのか。

(答)

「集中支援加算」の算定に係るサービス担当者会議については、臨時的な会議開催の必要性が生じた状況のもと、利用者に利用するサービスに対する意向等を確認し、かつ、支援の方向性や支援の内容を検討することを円滑に行う必要があることから、利用者や家族の会議への参加を算定の要件としている。

一方、「サービス担当者会議実施加算」は、モニタリングに際してサービス担当者会議を開催した場合に算定が可能である。モニタリングでは利用者との居宅等での面接を含め、別途利用者と接し、利用者の状況や解決すべき課題の変化を把握する機会があること等から利用者の会議出席を必須とはしていないものの、本人及びその家族の意向を丁寧に反映させる観点から、可能な限り参加を求めることが望ましい。

(居宅介護事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算)

問 37 「居宅介護支援事業所等連携加算」、「保育・教育等移行支援加算」の算定に当たって「情報提供」を行う場合の「心身の状況等」(計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報)とは具体的に何か。

(答)

「居宅介護支援事業所等連携加算」等の対象として「情報提供」を行う場合の「心身の状況等」とは、「入院時情報連携加算」において具体的に掲げた内容(※)等の情報提供を指す。

(※) 当該利用者の心身の状況(例えば、障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など)、生活環境(例えば、家族構成、生活歴など)、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況

(モニタリング)

問 38 モニタリング標準期間について、利用者の状況に応じて標準以外の期間を設定してもよいか。

(答)

施行規則で示すモニタリング標準期間は、従前どおりあくまで市町村が決定する際の勘案事項であるため、利用者の状態等に応じて、標準期間が6月に1回のところを3月に1回としても差し支えない。

例えば、本人の特性、生活環境、家庭環境等などにより、以下のような利用者の場合、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準よりも短い期間で設定することが望ましい。

(具体例)

- ・生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- ・利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者
- ・その他障害福祉サービス等を安定的に利用することに課題のある者
- ・障害福祉サービス等と医療機関等との連携が必要な者
- ・複数の障害福祉サービス等を利用している者
- ・家族や地域住民等との関係が不安定な者
- ・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化のおそれのある者
- ・就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

また、下記に掲げる者は、上記の状況に該当する場合が多いと考えられるため、モニタリング期間の設定に当たっては、特に留意して検討すること。

- ・単身者（単身生活を開始した者、開始しようとする者）
- ・複合的な課題を抱えた世帯に属する者
- ・医療観察法対象者
- ・犯罪をした者等（矯正施設退所者、起訴猶予又は執行猶予となった者等）
- ・医療的ケア児
- ・強度行動障害児者
- ・被虐待者又は、そのおそれのある者（養護者の障害理解の不足、介護疲れが見られる、養護者自身が支援を要する者、キーパーソンの不在や体調不良、死亡等の変化等）

4. 障害児支援

(1) 障害児通所支援

(医療的ケア)

問 39 従来より看護職員加配加算等の算定対象となってきた「医療的ケア」について、「厚生労働大臣が定める医療行為」（令和3年厚生労働省告示第89号）として改めて示されたが、「医療的ケア」に係る「医療行為」の範囲が変更になったのか。

(答)

同告示は、従来より看護職員加配加算等の算定の対象となってきた「医療的ケア」について、障害児通所支援における医療的ケア児に係る基本報酬等の算定対象とする上で、改めてお示ししたものであるが、「医療行為」の範囲について新たな解釈をお示しするものではない。

(事業所内相談支援加算 (I))

問 40 報酬告示において、障害児及び保護者の相談援助の内容について、「当該障害児の療育に係る相談援助」と記載された。従来は、必ずしも障害児の療育そのものの内容でなくとも、障害児の療育に関わる保護者からの幅広い内容の相談援助であっても加算の対象としてきたが、今回の改定後は、障害児の療育そのものに関する相談援助しか対象にならないのか。

(答)

「当該障害児の療育に係る相談援助」とは、直接的に、障害児の療育そのものの相談援助でなくとも、障害児のより良い療育に影響する内容の相談援助（例えば、保護者の状態や家庭環境が障害児の療育に影響を及ぼしている場合における当該状況の改善に係る内容）であれば、加算の対象として差し支えないものとする。

(居宅訪問型児童発達支援等)

問 41 精神障害等により外出が困難な状態にある就学児や、行動障害により放課後等デイサービスにおける集団を前提とした支援が困難な児童に対して、支援を行いうるサービスはあるか。

(答)

従来よりお示ししているとおり(※1)、居宅訪問型児童発達支援については、外出することが著しく困難な障害児(18歳未満)に対し、生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を提供するものであり、精神障害や行動障害により外出や集団生活が著しく困難である障害児(就学児含む)はこの対象になり得る。

なお、こうした居宅訪問型児童発達支援を行うに際しては、障害児相談支援事業所による相談支援を行った上で、児童の状態を見極めながら、できる限り、段階的に障害児通所支援等へつなげていく等(※2)、集団生活への移行を念頭においた支援を行っていくことが望まれる。また、集団生活への移行支援に際しては、医師や児童相談所の意見書等の客観的な評価も参考にしながら、児童に適した必要な支援を提供していくことが重要である。

(※1) 平成30年3月6日付け事務連絡「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行における新サービス等の取扱いについて」

(※2) 居宅訪問型児童発達支援は、対象者が、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児であることから、児童発達支援等と組み合わせて通所給付決定を行うことは、原則として想定されないものであるが、通所施設へ通うための移行期間として組み合わせることは差し支えないこととしている。(令和2年6月26日付け事務連絡「居宅訪問型児童発達支援の実施について」)

(2) 障害児入所施設

(強度行動障害児特別支援加算)

問 42 医療型障害児入所施設は、主として自閉症児を入所させる施設、主として肢体不自由児を入所させる施設及び主として重症心身障害児を入所させる施設があるが、強度行動障害児特別支援加算を算定できるのはいずれの施設か。

(答)

いずれの施設についても算定可能である。

5. 一部訂正及び削除するQ&A

(1) 一部訂正するQ&A

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、以下のQ&Aを一部訂正する。

(介護給付費等の算定に関するQ&A VOL. 1 (平成18年11月13日事務連絡)

問10は以下のとおり訂正する。)

問10 グループホーム~~又はケアホーム~~において短期入所を実施する場合に、共同生活住居内の空室等を利用しなければならないこととされているが、利用者が入院又は外泊期間中当該利用者の居室を短期入所として活用することは可能か。

(答)

グループホーム~~等~~において短期入所を実施する場合、当該グループホーム~~等~~において短期入所を実施するために必要な人員を確保した上、共同生活住居内の空室や利用者の家族等が宿泊するためのゲストルーム等を活用することは差し支えないが、利用者が入院又は外泊期間中の当該利用者の居室については、当該利用者とグループホーム事業者等との間で賃貸借契約等が締結されていることから、家賃等が支払われている間については、短期入所の用に供することはできない。

(平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL. 1 (平成27年3月31日事務連絡) 問53は以下のとおり訂正する。)

~~(特定事業所加算機能強化型(継続)サービス利用支援費①)~~

問53 ~~特定事業所加算機能強化型(継続)サービス利用支援費~~の算定要件にある常勤の相談支援専門員の考え方如何。

(答)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成18年12月6日障発1206001)第二の2の(3)の規定に準じた取扱いとする。

なお、機能強化型（継続）障害児支援利用援助費についても同様の取扱いである。

（平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A VOL. 1（平成 27 年 3 月 31 日事務連絡）問 55 は以下のとおり訂正する。）

（~~特定事業所加算機能強化型（継続）サービス利用支援費②③~~）

問 55 ~~特定事業所加算機能強化型（継続）サービス利用支援費~~における相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の具体的な取扱いについて示されたい。

（答）

相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の取扱いについては、各月の前月の末日時点で研修を修了している者とし、修了証の写しにより受講の事実を確認するものとする。

なお、機能強化型（継続）障害児支援利用援助費についても同様の取扱いである。

（平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A VOL. 1（平成 27 年 3 月 31 日事務連絡）問 56 は以下のとおり訂正する。）

（~~特定事業所加算機能強化型（継続）サービス利用支援費③④~~）

問 56 ~~特定事業所加算機能強化型（継続）サービス利用支援費~~の要件にある基幹相談支援センター等とは基幹相談支援センター以外に何が想定されるのか。

（答）

（自立支援）協議会や委託相談支援事業所を想定している。

なお、当該月に支援困難ケースの紹介実績がない場合でも、加算の算定は可能である。

なお、機能強化型（継続）障害児支援利用援助費についても同様の取扱いである。

（平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A VOL. 3（平成 30 年 5 月 23 日事務連絡）問 12 は以下のとおり訂正する。）

（~~特定事業所加算機能強化型（継続）サービス利用支援費~~）

問 56 ~~特定事業所加算機能強化型（継続）サービス利用支援費~~の算定要件として、取扱件数が 40 件未満であることが示されている~~追加されたが~~、~~特定事業所加算機能強化型（継続）サービス利用支援費~~を新たに算定するための届出を行う際には、どの時点の取扱件数により判断することになるのか。

（答）

届出提出月の前 6 月間の実績を基に取扱件数が 40 件未満であるかどうかを判

断することとなる。

例えば、~~平成令和 203~~年6月から~~特定事業所加算機能強化型（継続）サービス利用支援費~~を算定するためには、~~平成令和 203~~年5月15日以前に届出を提出することになるが、その場合は、届出時点の前6月間である~~平成令和 202~~年11月から~~平成令和 203~~年4月における取扱件数が要件を満たしているかどうかで判断することとなる。

なお、機能強化型（継続）障害児支援利用援助費についても同様の取扱いである。

（2）削除するQ&A

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、以下のQ&Aについては、削除する。

- ・平成26年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成26年4月9日事務連絡）問18（グループホームの夜間体制加算）
- ・平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL. 1（平成27年3月31日事務連絡）問54（特定事業所加算②）
- ・平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL. 1（平成30年3月30日事務連絡）問76（基本報酬①）

就労移行支援事業所等の新規指定にかかる基本報酬の算定について

別添

(1) 年度当初サービス開始の例

	R3.4 サービス開始	R4.4	R5.4	R6.4	R7.4
	初年度	2年度目	3年度目	4年度目	
就労定着者※の数	a人	b人	c人	...	
利用定員数	X人	Y人	Z人	...	
就労定着者の割合	「3割以上4割未満」と見なす	「3割以上4割未満」と見なす 又は $a \div X$	$\frac{(a+b) \div (X+Y)}{(X \times 30/100 + b) \div (X+Y)}$ 又は $\frac{(a+b) \div (X+Y)}{(X \times 30/100 + b) \div (X+Y)}$	$\frac{(b+c) \div (Y+Z)}{(Y+Z)}$	

(※) 就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数

(2) 年度途中サービス開始の例

	R3.4	R3.6 サービス開始	R4.4	R4.6	R5.4	R5.6	<u>R6.4</u>	R6.6	R7.4
		1年目		2年目		3年目		4年目	
就労定着者の数 (暦年)		a人		b人		
就労定着者の数 (年度)			d人		e人			...	
利用定員数(暦年)		X人		Y人		
利用定員数 (年度)			V人		W人			...	
就労定着者の割合		(R3.6~R4.5) 「3割以上4割未満」と見なす		(R4.6~R5.5) 「3割以上4割未満」と見なす 又は $a \div X$		(R5.6~R6.3) $\frac{(a+b) \div (X+Y)}{(X \times 30/100 + b) \div (X+Y)}$ 又は $\frac{(a+b) \div (X+Y)}{(X \times 30/100 + b) \div (X+Y)}$		(R6.4~) $\frac{(d+e) \div (V+W)}{(V+W)}$	

地域相談支援に関するQ&A (平成 25 年2月 25 日)

1. 地域移行支援

問1 体験的な宿泊中に地域相談支援の利用者が居宅介護を利用することは可能か。

(答)

体験宿泊先は「居宅」ではないため、体験宿泊中に居宅介護など訪問系のサービスを利用することはできない。ただし、体験宿泊加算(Ⅱ)を算定する場合において、地域相談支援事業者が提供すべき夜間及び深夜の時間帯を通じた見守り等の支援を指定居宅介護事業者等に委託することは差し支えない。

問2 宿泊型自立訓練事業所の空室を活用して体験的な宿泊支援を行った場合であっても、体験宿泊加算の算定対象となるか。

(答)

地域移行支援で提供する体験的な宿泊は、単身での地域生活に向けたものであり、地域生活と同様の環境で実施する必要がある。このため、精神科病院に入院している障害者が同一敷地内に立地している宿泊型自立訓練の体験的な利用である場合は、地域移行支援の宿泊加算は算定できない。

一方、地域生活の体験の場として、利用者が入院する精神科病院の敷地外に立地している宿泊型自立訓練事業所を利用する場合であって、その環境が地域生活と同様であると認められる場合には、地域移行支援の宿泊加算の算定対象として差し支えない。

なお、当該取扱は障害者支援施設に入所している障害者の体験宿泊加算の場合も同様である。

問3 削除

平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、削除。同Q&A問 58。

問4 一部改正

平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、一部改正。同Q&A問 57。

2. 地域定着支援

問5 地域相談支援給付決定障害者が支給決定期間中に1ヶ月間入院していた場合、その月も地域定着支援サービス費を算定することはできるか。

(答)

利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じ、当該利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保していれば、利用者が入院している間も、地域定着支援サービス費の算定は可能である。ただし、入院期間の長期化が見込まれる場合にはその支給の必要性について改めて判断する必要がある。なお、入院中であっても、指定地域定着支援事業者は、適宜利用者の入院先への訪問等を行い、利用者の状況を把握すること。

問6 例えば、短期入所サービスの時給決定を受けている利用者からの要請により、地域相談支援事業者が利用者の居宅を訪問し、状況を確認した上で、その後の支援を短期入所事業所につないだ場合であっても、緊急時支援費を算定できるか。

(答)

算定できる。ただし、一時的な滞在による支援は行わないため、緊急時支援費を算定できるのは利用者の居宅を訪問した日に限る。

問7 緊急時支援費(Ⅰ)はどのような場合に算定できるか。

(答)

利用者の障害特性に起因して生じた緊急の事態が発生した際、訪問により支援を行った場合、又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定できる。一時的な滞在による支援を行った場合には、宿泊日及び退所日のいずれの日も算定が可能である(一泊二日の場合は 712 単位×2日)。

なお、緊急時支援を行った場合には、できる限り速やかにその状況を市町村に連絡することが望ましい。

3. 地域移行支援・地域定着支援

問8 地域移行支援サービス費と地域定着支援サービス費を同月に算定することはできるか。

(答)

地域移行支援サービス費及び地域定着支援サービス費それぞれの算定要件を満たせば、同月に算定することは可能である。

平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A
(平成 27 年3月 31 日)

【一部抜粋】

(2)地域移行支援

(退院・退所月加算)

問 57 地域相談支援給付決定障害者が、退院又は退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合は、「退院・退所月加算」の算定対象外となっているが、ここでいう「他の社会福祉施設等」は、具体的に何が想定されるのか。

(答)

- 社会福祉法第 62 条第 1 項に規定する「社会福祉施設」のほか、介護保険施設、病院、診療所、宿泊型自立訓練事業所、地域移行支援型ホームを想定している。

(地域相談支援に関するQ&A(平 25.2.25)問 4 の一部改正)

(体験宿泊)

問 58 地域相談支援給付決定者がグループホームでの体験宿泊を希望した場合、地域移行支援の「体験宿泊加算」とグループホームの「共同生活援助サービス費(IV)」(又は「外部サービス利用型共同生活援助サービス費(V)」)のいずれを算定するのか。

(答)

- 利用者が体験宿泊を行う目的により異なる。例えば、指定地域移行支援事業者が、単身での生活を希望している者に対し、グループホームとしてのサービスではなく単にグループホームの居室を活用して体験的な宿泊支援を提供した場合は地域移行支援の「体験宿泊加算」を算定する。

また、指定共同生活援助事業者(又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者。以下同じ。)が、グループホームへの入居を希望している者に対し、指定共同生活援助の支給決定を受けた後、体験的に指定共同生活援助を提供した場合は「共同生活援助サービス費(IV)」(又は「外部サービス利用型共同生活援助サービス費(V)」)を算定する。

(今回の改定に伴い、以下のQ&Aについて削除)

地域相談支援に係るQ&A(平 25.2.25)問 3

(3)地域定着支援

(地域定着支援の利用者)

問 59 居宅において家族と同居している障害者のうち、当該家族等が障害、疾病等のため緊急時の支援が見込めない状況にある者も利用対象となるが、「障害、疾病等」の「等」とは具体的に何が想定されるのか。

(答)

- 例えば、家族等が高齢であったり就労している場合や、利用者の障害特性に起因した理由により家族等に対して他害行為を行うなど、当該利用者への緊急時の支援が困難な場合が想定される。

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL.1
(平成 30 年3月 30 日)

【一部抜粋】

(2)地域移行支援・地域定着支援

(地域移行支援の対象者)

問 92 「介護給付費等の支給決定等について(平成 19 年 3 月 23 日、障発第 0323002 号障害福祉部長通知)」の第五-2-(1)が改正されたが、対象者の範囲が変更となるのか。

(答)

- 地域移行の対象者は、障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者であるが、精神科病院の入院期間が1年未満の者等を一律に対象外としている事例が生じていることから、入院の期間や形態にかかわらず支援の対象であることを明確にするために改正したものであり、対象者の範囲を変更するものではない。

(地域移行サービス費(Ⅰ))

問 93 地域移行サービス費(Ⅰ)を算定する事業所の要件の1つに、「1 以上の障害者支援施設又は精神科病院等(地域移行支援の対象施設)と緊密な連携が確保されていること。」とあるが、「緊密な連携」とは具体的にどのような状況が想定されるのか。また、どの程度の頻度で行う必要があるのか。

(答)

- 例えば、
 - ・地域相談支援給付決定障害者の退院、退所等に向けた会議へ参加
 - ・地域移行に向けた障害福祉サービスの説明、事業所の紹介
 - ・地域移行など同様の経験のある障害当事者(ピアサポーター等)による注意喚起のための活動などが想定され、概ね月 1 回以上行っていることが目安となる。

(緊急時支援費(Ⅱ))

問 94 緊急時支援費(Ⅱ)については、深夜の電話による相談対応を行った場合に算定されるが、深夜の時間帯であれば、相談の方法や内容は問わないか。

(答)

緊急時支援費(Ⅱ)については、電話により直接本人または家族に対して緊急的な支援が必要な相談対応を行った場合に限ることとし、予定確認等の電話連絡は算定の対象とはならない。また、原則、メールによる対応については対象としない。

なお、深夜に電話による相談対応を行った場合であっても、その後利用者の居宅等へ出向いて支援を行った場合は、当該日については緊急時支援費(Ⅰ)のみを算定することとなり、緊急時支援費(Ⅱ)との併給はできないことに留意すること。

障障発0331第7号
令和3年3月31日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
(公印省略)

計画相談支援等に係る令和3年度報酬改定の内容等及び
地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について

障害保健福祉行政の推進について、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定により、計画相談支援及び障害児相談支援については、事業所の運営基盤の強化を図り、さらなる質の向上を目指すための見直しを行ったところです。今般、別添のとおり、その見直しの内容等を改めてお示するとともに、さらなる地域の相談支援体制の充実及び強化に向け、各自治体において取り組むべき事項等についてお示しいたします。

各都道府県等におかれては、別添の内容についてご了知の上、管内市（区）町村のほか、事業者、関係団体等に対し、その周知徹底を図っていただくとともに、管内市（区）町村と十分に連携した上で、必要な取組を進めていただくよう、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

第一 本通知の目的

計画相談支援及び障害児相談支援（以下「計画相談支援等」という。）については、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定（以下「令和3年度改定」という。）において、事業所の運営基盤の強化を図り、さらなる質の向上を目指すための見直しを行ったところである。その具体的な内容については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）等の関連省令、告示、通知等においてお示ししているところであるが、今般の改定の趣旨等を改めてお示するとともに、地域の相談支援体制において今後目指すべき方向性や、このために必要となる各自治体での取組についてお示しすることを本通知の目的とする。

第二 用語の定義

本通知における各関連法令等の表記は以下のとおりとする。

【省令】

（施行規則）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）

（者・指定基準）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）

（児・指定基準）

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）

【告示】

（基本指針）

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）

（者・報酬告示）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）の別表

（児・報酬告示）

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）の別表

（者・別告示）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 180 号）

(児・別告示)

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 181 号）

(者／児・主任告示)

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める者（平成 30 年厚生労働省告示第 115 号）
- ・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める者（平成 30 年厚生労働省告示第 116 号）

【通知】

(公布通知)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令」の公布について（平成 30 年 3 月 22 日付け障発 0322 第 5 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

(者・解釈通知)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日付け障発 0330 第 22 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

(児・解釈通知)

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日付け障発 0330 第 23 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

(者・留意事項通知)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日付け障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

(児・留意事項通知)

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 24 年 3 月 30 日付け障発 0330 第 16 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

【事務連絡】

(事務処理要領)

介護給付費等に係る支給決定事務等について（令和 3 年 4 月版）

第三 令和3年度改定の内容等

1 計画相談支援等の現状及び課題

(1) 計画相談支援等の現状

計画相談支援等については、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）」の施行により、障害福祉サービス又は障害児通所支援の利用に当たって、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画等」という。）の作成が必要となった。

このため、計画相談支援等を実施する指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所（以下「相談支援事業所」という。）の数は、平成24年度からの7年間で約3.6倍、従事する相談支援専門員の数は4倍に増加するなど、特に「量的」な側面からの整備は、一定程度進められてきたところである。

(2) 計画相談支援等の課題

一方で、計画相談支援等の業務実態等については、以下のような課題が生じているところである。

- 1) 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定（以下「平成30年度改定」という。）において、相談支援の質の向上に向けた取組をきめ細かく評価できるよう特定事業所加算を拡充したが、常勤専従職員の配置や24時間の連絡体制の確保等の要件を満たすことが困難等の理由により、当該加算を算定する事業所は特定事業所加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までの合計で2割以下にとどまっている。
- 2) 者・児の指定基準については、利用者数に関わらず専従の相談支援専門員を1名以上配置することとされているため、相談支援専門員の養成自体は一定の水準で行われているにも関わらず、常勤専従の相談支援専門員の配置が1名から2名の事業所が大きな割合を占めるほか、当該相談支援専門員が他サービスの職務を兼務している場合も多い。
このため、複数の目でサービス等利用計画を協議し、また、検証することや人材を育成すること等が困難であり、また、相談支援専門員としての独立性や公正中立性の担保にも影響を及ぼす可能性がある。
- 3) 報酬の算定が可能となる月以外における業務の発生をはじめとして、報酬上評価されていない利用者への対応について、報酬上の評価を求める意見があった。
- 4) モニタリング期間については、国が示した対象者ごとの標準期間を目安として、市町村が対象者の状況等を勘案して個別に定める仕組みとしているが、標準期間どおりにモニタリング期間を設定している市町村が多く、対象者の状況等を勘案した適切な期間に設定されていないという意見があった。
- 5) さらに事業経営面においても、計画相談支援等の単体の収支が赤字であり、独立採算が困難な状況であるため、他サービスからの繰入れ等により補填している事業者が多い等の平成30年度改定で指摘された状態は、その後も改善されていない。
- 6) これに加えて、各種加算の挙証文書等の自治体が提出を求めることができるとされて

いる文書を恒常的に提出を求められるなど事務処理に係る負担が大きい地域がある。

2 令和3年度改定について

(1) 改定の趣旨

令和3年度改定においては、前述の課題を踏まえて以下を目的とした見直しを行ったところである。

- 1) 質の高い相談支援の実施や専門性の高い支援を行うための体制を適切に評価するため、特定事業所加算を廃止し、その内容に相当する要件に基づく段階別の基本報酬を創設する。その上で小規模な事業所において経営の安定化を図るため、基本報酬単価の大幅な引き上げを行う。
また、小規模な事業所であっても常勤専従の主任相談支援専門員を配置した場合に加算による評価を行うこととするほか、障害福祉サービス等の利用者数や事業所数の少ない地域においても、複数の目でサービス等利用計画等をチェックできる、質が高く、公正中立な事業運営を推進するため、従たる事業所の設置及び複数事業所の協働による体制確保を可能とする。
- 2) ソーシャルワークやケアマネジメントに基づく支援の展開において重要である業務のうち、従来報酬上の手当がされておらず、かつ、多くの時間を要する業務について、加算による報酬上の評価を行う。
- 3) 対象者の状況等に応じた適切な頻度でモニタリングを行うことにより、計画相談支援等の質が向上するよう、標準期間をより短くすることを検討すべき場合の視点及びその具体的な対象者像を示す等の運用改善を行う。
- 4) 事務負担の軽減及び文書量の削減を図り、業務効率化を促進するため、基準省令に定める記録に加算を算定したことを挙証する事項についての記載がある場合、別の記録を改めて作成することを要しないとする運用改善を行う。
- 5) これらの見直しによって、適切な支援の実施や体制整備を図っている事業所において独立採算が可能となり、既存事業所における相談支援専門員の増員や新規事業所の増加が促進されることで、各地域での相談支援体制の充実を図る。

なお、具体的な見直し内容は(2)以降において示す。

(2) 質の高い相談支援の実施を行う体制整備に向けた報酬体系の見直し等

1) 基本報酬及び特定事業所加算の見直し

- ①特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅳ)を廃止する。
- ②特定事業所加算(Ⅱ)～(Ⅳ)に相当する人員体制及び質の高い業務の実施体制を評価する段階別の基本報酬(機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)～(Ⅲ))を創設する。
- ③特定事業所加算(Ⅳ)の人員配置要件をさらに緩和した段階の機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)を創設する。
- ④小規模な体制の事業所について、基本報酬の大幅な引き上げを行う。

※報酬の各段階について、経過措置は設定しない。

※特定事業所加算（Ⅰ）において評価していた主任相談支援専門員の配置は別個の評価とする。2）参照

（参考）機能強化型基本報酬と特定事業所加算の算定要件の対照（概略）

新	旧
	特定事業所加算（Ⅰ）
機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）	特定事業所加算（Ⅱ）
機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）	特定事業所加算（Ⅲ）
機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）	特定事業所加算（Ⅳ）
機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）	（新設）

※継続サービス利用支援費も同。

（者・報酬告示の1、者・別告示の一、者・留意事項通知第四の1）

（者・指定基準第4条の2、者・解釈通知第二の1（3））

（児・報酬告示の1、児・別告示の一、児・留意事項通知第四の1）

（児・指定基準第4条の2、児・解釈通知第二の1（3））

2）主任相談支援専門員配置加算の創設

主任相談支援専門員を配置し、所定の要件を満たした場合に報酬上の評価を行う加算を創設する。これは、従来特定事業所加算（Ⅰ）の要件のひとつとしていた常勤専従の主任相談支援専門員の配置を、人員体制や質の高い相談支援の提供体制を確保する等の他の要件から独立させて評価することとしたものである。

なお、主任相談支援専門員に求められる地域における中核的な役割を踏まえ、資質の向上のための取組は、当該相談支援事業所のみならず、地域のその他の相談支援事業所の従業者に対しての取組を加えて求めることとした点に留意されたい（令和3年度改定においては、地域の他の相談支援事業所の相談支援専門員に対する取組は任意とするが、他の従業者が配置されていない等自事業所での取組が困難な場合は必須とする。）

（者・報酬告示の4、者・留意事項通知第四の5）

（児・報酬告示の4、児・留意事項通知第四の5）

3）従たる事業所及び複数事業所による協働体制の確保等について

①人口の少ない地域等においてもきめ細やかな相談窓口の設置を可能とするため、従たる事業所（いわゆるサテライト）の設置を可能とする。

②機能強化型基本報酬の算定要件のうち、以下について、複数事業所の協働による体制の確保を可能とする。

・24時間の連絡体制の確保

・人員配置体制の確保

※なお、複数事業所の協働に当たっては、以下の要件を全て満たすことが必要である。

- ・協働する全ての事業所が同一市町村又は圏域の地域生活支援拠点等であること。
- ・協働体制を確保する事業所間において、協定を締結していること。
- ・者・別告示、児・別告示第1号イ（1）の要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的（月1回）に確認が実施されていること。
- ・原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月2回以上共同して実施していること。

（者・報酬告示の1、者・留意事項通知第四の1）

（者・指定基準第4条の2、者・解釈通知第二の1（3））

（児・報酬告示の1、児・留意事項通知第四の1）

（児・指定基準第4条の2、児・解釈通知第二の1（3））

（3）基本報酬算定月以外の業務の評価

ソーシャルワークやケアマネジメントに基づく支援の展開において重要である業務のうち、従来報酬上の手当がされておらず、かつ、多くの時間を要する業務について、以下の加算の見直し及び創設を行う。

1）サービス利用計画案策定に係るきめ細やかな支援の評価（初回加算の拡充）

申請者等の障害受容に寄り添い、又は、利用しようとするサービスのイメージ作りに丁寧に対応する必要がある場合等、障害福祉サービスの利用申請からサービス利用計画案の策定までには平均的な期間よりも長期間を要することがある。このような場合に利用者主体のきめ細やかな支援を評価するため、初回加算を拡充する。

具体的には、契約日からサービス等利用計画案を交付した日までの期間が3月を超える場合であり、かつ、3月が経過する日以後に月2回以上、利用者の居宅等に訪問し面接を行った場合、その月分の初回加算に相当する額を加えた単位（所定単位数に当該面接を行った月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数）を加算する（初回加算の算定月から、前6月間において居宅介護支援事業所等連携加算を算定している場合は算定不可）。

（者・報酬告示の3、者・留意事項通知第四の4）

（児・報酬告示の3、児・留意事項通知第四の4）

2）障害福祉サービス利用中のモニタリング月以外の業務の評価（集中支援加算の創設）

計画相談支援・障害児相談支援においては、モニタリング期間はサービスの支給決定と併せて定期に行われるもの（市町村が必要と認める期間）として決定される。

しかし、利用者等の状況は変化するほか、臨時の事態により対応が必要となることがある。このような際、相談支援専門員が対応する例があるが、予定されたモニタリング月以外の業務については基本報酬が発生しないことから、臨時のサービス調整等の業務を評価するため、以下のとおり集中支援加算を創設する。

算定の対象となるのは、本人又は家族等の求めに応じ月2回以上の訪問による面接を行った場合、本人や家族の参加するサービス担当者会議を開催した場合、他機関の開催した

会議に参加する場合のいずれかに該当する場合である。

なお、集中支援加算は臨時的、不定期な業務について報酬上の評価を行うものであり、頻回に又は定期的に算定される場合には、支援の検証を行い、モニタリング頻度を短縮する等の見直しを検討する必要がある。

(者・報酬告示の9、者・留意事項通知第四の10)

(児・報酬告示の9、児・留意事項通知第四の10)

3) 障害福祉サービス等の利用終了後における他機関へのつなぎの支援の評価

(居宅介護支援事業所等連携加算の拡充、保育・教育等移行支援加算の創設)

利用者の地域での生活は障害福祉サービス等の利用状況に関わらず継続しているものであるが、計画相談支援・障害児相談支援の提供は障害福祉サービス等の利用終了をもって終結する。従って、終結に当たっては、利用者等の実情に応じ、相談支援を継続することの必要性を検討することが重要であり、必要と判断された場合には、他分野の相談支援機関等へのつなぎが求められる。他機関へつなぐに当たっては、情報等の連携や一定期間併走することが重要であることから、計画相談支援において居宅介護支援事業所等連携加算を見直すとともに、障害児相談支援に保育・教育等移行支援加算を創設する。

具体的には、介護保険への移行、企業等への就労、進学等に伴って障害福祉サービス等の利用を終了する場合に、障害福祉サービス等の利用を終了する前のつなぎの業務に加え、サービス利用終了後においても支援を行うことに関して予め利用者の同意を得た上で、サービス利用終了後6月以内の範囲において、月2回以上の訪問による面接を行った場合、関係機関等の主催する会議に参加した場合、関係機関に文書による情報提供を行った場合のいずれかに該当する場合に算定できるものとする。算定に係る具体的な手続きについては、今後別途お示しする。

(者・報酬告示の7、者・留意事項通知第四の8)

(児・報酬告示の7、児・留意事項通知第四の8)

(4) モニタリング実施期間決定における利用者等の個別の状況の勘案の適正な実施に向けた見直し

サービス等利用計画等のモニタリング期間の決定に当たっては、施行規則において実施標準期間を示しているが、同時に個別の状況を決定することとしているところである。ところが、画一的に実施標準期間によって決定されている例があるとの声があることから、モニタリング実施期間の決定において、個別の状況を適正に勘案することを実施するため、モニタリング頻度を標準期間より短縮することを検討する際の視点及び具体例をより詳細に示す運用改善を行う。具体的には、事務処理要領等に本人の特性、生活環境、家庭環境等の要因を考慮することや、障害福祉サービス等を安定的に利用することに課題がある者等の状態像、医療観察法対象者や犯罪をした者等の特に考慮すべき属性等について例示している。

なお、(3)の2)にあるとおり、集中支援加算は、臨時的、不定期な業務を想定し創設す

る加算であり、頻回に又は定期的に算定される場合には、支援の検証を行い、モニタリング頻度を短縮する等の見直しを検討する必要がある。

(事務処理要領 第3)

(5) 業務効率化及び文書量削減のための取組

事務負担の軽減及び文書量の削減を図り、業務効率化を促進するため、基準省令に定める記録に加算を算定する業務を実施したことを挙証する事項についての記載がある場合、別の記録を改めて作成することを要しないこととする運用改善を行う。詳細は、今後別途お示しする。

なお、一部からは報酬の請求以前より加算の挙証文書を自治体に提出し、自治体が算定の可否を判断した後に請求する事務を行っているとの声があるが、事務負担軽減の観点からも、報酬の請求が適正に行われているかの確認は、請求前の事前確認ではなく、実地指導等において行われることが望ましい。

また、ICTの活用について、以下に示す会議についてはオンラインでの実施を可能としたところである。

サービス担当者会議、機能強化型報酬に係る事例検討会等、感染症の予防のための対策検討委員会、虐待防止のための対策検討委員会

(6) 災害時の対応や感染症対策、虐待防止の取組について

1) 災害や感染症への対応力強化

昨今、毎年のように地震や津波、台風や豪雨等による風水害や土砂災害、雪害といった自然災害が頻発しているほか、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する等の状況がある。自然災害の発災や関係者に感染症罹患者が発生する等の状況下においても、利用者の安全を確保し、自らの事業を継続させる必要があるほか、利用者の生活を支援するための通常とは異なる状況に対応した臨機の障害福祉サービス等の調整を行う必要がある。

このことから、災害や感染症への対応力を強化させるため、小規模な事業所であっても災害時の対応が行えるよう基本報酬の見直しを行ったほか、感染症の発生及びまん延の防止等に関する委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施のほか、災害や感染症が発生した場合の業務継続計画（BCP）の策定、研修の実施、訓練の実施を相談支援事業を含む全ての障害福祉サービスに義務づけることとした。（3年間の経過措置あり）

(障害福祉サービス事業所等職員のための感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

(障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

2) 虐待防止の取組の更なる推進等

障害者虐待防止の更なる推進のため、相談支援事業所を含む全ての障害福祉サービス事業所に従業者への虐待防止に関する研修の実施、虐待防止委員会の設置、虐待防止委員会

での検討結果の従業者への周知徹底、虐待防止等のための責任者の配置を義務づけることとした（1年間の経過措置あり）。

相談支援事業においては、自らの事業所において虐待防止の措置を講じることはもちろんのこと、利用者の生活や就労、サービスの利用場面での不適切な処遇や虐待を発見する機会が多いことも想定される。このため、相談支援専門員は日頃から虐待防止等に関する研鑽に努めるほか、虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合に通報することや、不適切な処遇について障害福祉サービス事業所等に改善を求めること、それらの未然防止等の役割も重要である。

さらには、権利擁護や意思決定支援の取組への関わりも重要である。「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」においては、相談支援専門員は意思決定支援責任者を担う職種のひとつとして挙げられているほか、意思決定支援会議とサービス担当者会議の連動、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画（意思決定支援計画）の作成等各所において相談支援事業に触れられていることにも留意されたい。

（参考：基本指針）

第4 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

一 障害者等に対する虐待の防止

1 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見

都道府県及び市町村においては、虐待事案を未然に防止する観点から、相談支援専門員、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障害者等及びその養護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報を求めることが必要である。（略）

特に、継続サービス利用支援（障害者総合支援法第5条第23項に規定する継続サービス利用支援をいう。）により、居宅や施設等への訪問を通じて障害者等やその世帯の状況等を把握することが可能であることに鑑み、相談支援事業者に対し、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町村との相談支援事業者に対し、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町村との連携の重要性について周知を図る必要がある。連携の重要性について周知を図る必要がある。

第四 地域の相談支援体制のさらなる充実・強化を図るための今後の各自治体における取組事項等について

1 各地域の相談支援体制における今後の目指すべき方向性

今回の令和3年度改定を含むこれまでの報酬改定においては、計画相談支援等の質の向上を図るため、様々な見直しを行ったところである。

しかし、計画相談支援等は障害福祉サービス等の支給決定の際に勘案されるサービス等利用計画案を策定する極めて公共性が高く、中立公正が求められる事業であり、その質の維持・

向上を図るためには、各相談支援事業所個別の取組だけでなく、地域の事業所が共同で行う取組を官民協働により実施することも重要である。

また、障害児者の生活を支えるための相談支援体制は、計画相談支援等のみならず、地域相談支援、障害者相談支援事業（地域生活支援事業）、基幹相談支援センター及び協議会を総合的に整備していくことが必要である。

さらには、令和2年6月に改正社会福祉法が成立し、重層的支援体制整備事業が新設された。同事業には、世代や属性を超えた相談を受け止め、必要な機関につなぐ事業であり、従来高齢・障害・子ども・生活困窮の各分野で展開されてきた相談支援事業を一体的に実施する包括的相談支援事業が必須事業となっている。重層的支援体制整備事業の実施を検討する市町村においては、こうした観点も踏まえた体制整備が必要である。

これらに対応するためには、地方自治体が積極的に関与しながら、地域の相談支援体制の構築及びその体制の充実・強化を引き続き図っていく必要がある。

このための取組を各自治体が進めていく前提として、相談支援事業所、障害者相談支援事業（地域生活支援事業）、基幹相談支援センター及び協議会の各主体の果たすべき役割と、将来的に目指すべき姿を以下のとおり示す。

（1）相談支援事業所について

1）事業所の体制強化と相談支援専門員の質の向上

令和3年度改定の趣旨等を踏まえ、複数の常勤専従の相談支援専門員や主任相談支援専門員の配置を進めることで、相談支援事業所の独立性や中立公正性を保った事業運営を図るとともに、事業所内外における実地教育や自己研鑽等により、障害者支援に関する専門的知識・技術を獲得することで、各相談支援専門員が行う相談支援の質の向上を図る。

その際には、従業者が地域に対する幅広い視野や知識を持ち、自らの支援を含む業務を多角的・総合的に検討し、また振り返ることができる機会や支援者支援を受けることができる機会を確保できる事業所運営に留意する。

2）利用者及びサービス事業者等との信頼関係の醸成

利用者の個別の状況に応じた適切な頻度及び機会でのモニタリングを実施すること等により、継続的かつ定期的に利用者との関わりを持つことで、利用者の新たなニーズや状況の変化に応じたニーズを見出し、その充足のための適切なサービス利用に係る助言や提案等を通じて、利用者により一層の信頼関係が醸成され、利用者が納得し、希望する暮らしの実現に向けた支援が可能となる。

また、利用者に対してサービスを提供している他の事業所におけるサービス管理責任者等の職員との関係においても、利用者に関する情報の交換、支援方針の確認等を頻繁に行うこと等により、相互の信頼関係や支援チームの力が醸成され、より緊密な多職種連携の体制が構築されることとなる。そうした支援の積み重ねにより、多様な機関や事業所等とその関係者が地域全体で利用者を支える体制を段階的に構築することが望ましい。

3) 利用者へのケアマネジメントを通じた地域課題の整理及び社会資源の開発

個々の利用者への相談支援を通じて、当該利用者を地域全体で支えるために解決すべき地域課題を整理するとともに、必要となる社会資源を自ら開発することや基幹相談支援センター等への提案を行うことが可能となる。

特に、障害者の重度化・高齢化の傾向を踏まえ、事業所が地域生活支援拠点等の一翼を担うことや、医療的ケア児者や強度行動障害者、罪をした者、医療観察法対象者をはじめ高度な専門性が求められる支援を地域で可能とするための連携体制に参画する事業運営が求められる。

(2) 障害者相談支援事業（地域生活支援事業）について

市町村が実施する障害者相談支援事業は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービス利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものである。そうした一般的な相談支援を実施する中で、計画相談支援の対象とならない者や予防的な支援を必要とする者等に対しても積極的かつ真摯に対応することやアウトリーチ活動等が求められている。

また、本事業は障害者支援についての専門的な知識や技術を要するため、必要に応じて指定特定及び指定一般相談支援事業者へ委託することができる。その場合、委託契約の内容によっては、受託事業者の相談支援専門員が本事業と計画相談支援等を兼務することも想定される。市町村は、受託事業者が計画相談支援等も兼務することで、本事業の役割に支障をきたさないように配慮する必要がある。

(3) 基幹相談支援センター（地域生活支援事業）について

1) 基幹相談支援センターの役割

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の中核的な役割を担う施設であり、現在 778 自治体に設置されている。

また、基幹相談支援センター等機能強化事業を実施する機関においては、以下の業務を行うものである。

- ①総合的・専門的な相談支援の実施
- ②地域の相談支援体制の強化の取組
- ③地域移行・地域定着の促進の取組

2) 特に強化すべき取組について

基幹相談支援センターにおいて、特に強化すべき点は以下のとおりであり、基幹相談支援センター等機能強化事業を活用することが望ましい。なお、以下に示す 2 点は第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画（基本指針）において、当該計画期間中に市町村にその機能を有する体制を整備することを求めているものである。

- ①地域の相談支援体制の強化の取組

地域の相談支援体制の強化の取組は、相談支援事業所の質を高める上で重要である。相談支援事業所の多くは、相談支援専門員の配置が少人数であるため、事業所内におけるサービス等利用計画等の評価や実施研修などを行いにくく、事業所単位での人材育成が困難な場合がある。

基幹相談支援センターの職員が各事業所を訪問し、相談支援専門員へのスーパービジョンの実施、サービス等利用計画等の評価や指導・助言等により、相談支援専門員の資質向上を図ることができる。また、地域の相談機関が集まる定期的な連絡会や事例検討会などを開催することは、各職員の資質向上に資するとともに、地域の相談機関相互の連携強化を図ることができる。

②総合的・専門的な相談支援の実施

総合的な相談支援の実施は障害者総合支援法 77 条の 2 に規定する基幹相談支援センターの目的であり、地域の相談支援体制の中核的な役割を果たす上での基本となる。

また、総合的な相談支援体制は、第四の 1 で挙げた改正社会福祉法における重層的支援体制においては、三障害一元化やそのワンストップ窓口の意味合いを超え、高齢・子ども・生活困窮等、他分野も含めた包括的相談支援事業となっている。このような施策が展開されるに至った背景を踏まえ、重層的支援体制整備の実施の如何に関わらず、より住民にとって効果的な包括的相談支援体制を検討することが重要である。

3) 各相談支援事業所が整理した地域課題の集約

基幹相談支援センターは第四の 1 の (1) の 3) で前述したとおり、各相談支援事業所が個々の利用者への相談支援活動を通じて見出された現状の支援体制や社会資源では対応できない課題について集約・分析した上で、地域全体で検討すべき課題として整理を行い、後述する協議会の機能を活用して解決に向けた協議を行うなどの取組を主導していく必要がある。

なお、地域課題の集約は、基幹相談支援センターが各相談支援事業所に対して求めた上で収集することに加え、各相談支援事業所から自発的に整理した地域課題が協議会に提案される姿が将来的には望ましい。

(4) 協議会について

計画相談支援等によりきめ細やかな相談支援が実施されたとしても、現状の支援体制や社会資源のみでは解決できない課題が発見される場合がある。その際は、地域全体で検討すべき課題として、行政、各相談支援事業所、サービス提供事業所、障害当事者、その他関係機関により解決のための協議を行い、必要に応じて新たな社会資源の開発等の検討及び開発等のために必要となる具体的な取組について検討する。

2 各自治体において今後取り組むべき事項について

(1) 各地域で構築する相談支援体制の方向性等の検討

各自治体においては、第四の 1 で示した各主体が果たすべき役割と目指すべき姿も踏まえ、

各主体がどのような役割分担を果たした上で地域の相談支援体制を構築すべきかについて、協議会等の場も活用しながら具体的に検討すること。また、すでに一定の方向性に基づき取組を進めている自治体においても、当該方向性について定期的に検証するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。

また、第四の2の(2)以降において詳述する各取組を実施する際の具体的な手続き等についても、事前に関係者の意見を聴いた上で、協議会において設定することが望ましい。

(2) 相談支援専門員養成制度の見直しと実地教育の実施体制の整備について

1) 相談支援専門員養成制度の見直しと実習の実施について

相談支援専門員の養成制度については、主任相談支援専門員の制度が創設され、養成が開始されたほか、令和2年度から相談支援専門員を養成する初任者研修、現任研修についてもカリキュラム改定等の制度改正を行い、その中では、初任者研修において実習を必須化したところである。

これまで、人材養成については研修の実施主体となっていることから都道府県を中心とした取組としてきたところであるが、実地教育(OJT)の重要性が明らかになってきていることから、より現場に近いところでの教育を加えた養成体系としているところである。併せて、相談支援については、その過半において、市町村が指定権者もしくは実施主体となっていることから、今後の実地教育の体制整備や初任者研修等における実習の実施に当たっては、市町村の積極的な関与が求められるものである。

2) 支援の検証の取組等の実施について

各相談支援事業所の質の向上、公正・中立性を高めるほか、地域全体で支援者支援の体制を構築するためには、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(基本指針)における成果目標⑥相談支援体制の充実・強化等に関する目標のうち、地域の相談支援体制の強化の活動指標に掲げる項目に着実に取り組むことが重要である。

具体的には、例えば第三の2の(4)においてモニタリング頻度を標準期間より短縮することを検討すべきとして例示した者をはじめ支援方針の検討や支援の進捗管理を共同で実施することが望ましい利用者の支援を検討・検証することや、市町村等で業務に従事する相談支援専門員が自らの支援を開示し、振り返る場を地域の中に設置運営することが求められる。この場においては、第四の2の(3)にある市町村が提出を受けたモニタリング報告の検証も含めて行われることが効果的かつ効率的である。

なお、検証についてはあくまで支援者支援の視点をもって実施されることが重要であることに留意すること。

※本取組等の効果的な実施のため、「基幹相談支援センター等における市町村によるモニタリング結果の検証手法等に関する手引き」を作成したので活用されたい。また、令和2年度厚生労働科学研究において、本取組等に従事する者を含む実地教育に従事する者の育成に係るプログラムを開発したほか、令和3年度からの2か年でその評価方法の開発研究を実施する予定である。

3) これらを踏まえた基幹相談支援センターの設置促進、役割の再検討について

これらの状況を踏まえると、基幹相談支援センターに求められる役割は非常に大きい。基幹相談支援センターの設置や基幹相談支援センター等機能強化事業の活用を検討されたい。

(3) モニタリング結果の取扱い等について

1) モニタリング等におけるサービス提供事業所との連携と市町村への結果報告について

①サービス提供事業所との情報共有をはじめとする連携について

可能な限りモニタリング期間を短く設定した場合であっても、相談支援専門員と較べると、日々サービスを提供しているサービス提供事業所の職員の方がより頻繁に利用者と対面し、利用者の状態等を把握していることから、相談支援専門員は必要に応じた支援を実施できるよう、サービス提供事業所におけるサービス利用状況の把握に努め、変化があった時には直ちに把握しておく必要がある。そのためには、相談支援専門員とサービス管理責任者等を中心としたサービス提供事業所職員の定期的な情報共有をはじめとした連携体制を相互の理解と協力のもと日頃から構築しておくことが望ましい。

なお、サービス提供事業所からの定期的な情報共有に当たっては、個別支援計画やサービス提供実績記録表等の既存の様式を活用すること等により、サービス提供事業所に過度な負担がかからないよう配慮するとともに、頻度についても予め協議しておくことが望ましい。

②モニタリング結果の市町村への報告について

相談支援事業所の質の向上、公正・中立性を高めるため、相談支援事業所がモニタリングを実施した場合は、その結果について市町村に対して報告を行うことが望ましい。

2) モニタリング結果の市町村による検証について

市町村は、1)で報告を受けたモニタリング結果について、第四の2の(2)の2)の中に含むものとして検証を行うことが望ましい。

(4) 地域生活支援拠点等について

地域生活支援拠点等については、機能のひとつとして相談支援が掲げられている。その基盤整備や地域でのコーディネーターの役割は基幹相談支援センターにその期待が寄せられているところである。

同時に、地域生活支援拠点等を必要とする障害者等の中には、障害福祉サービス等を利用中の者が多く含まれる。このため、平常時の支援や緊急時の対応を行うに当たっては、拠点整備か面的整備かに関わらず、相談支援事業が地域生活支援拠点等と利用者との結節点としての役割を果たすことが、地域生活支援拠点等を実効的なものとする際の要素のひとつとなるものである。このため、平成30年度改定において、地域生活支援拠点等相談強化加算及び地域体制強化共同支援加算を創設し、令和3年度改定においても、複数事業所の協働による

体制確保に当たっては、地域生活支援拠点等であることを要件としたところである。

これらを踏まえ、地域においては協議会等において協議を行い、相談支援機能を含む地域生活支援拠点等のさらなる充実強化を図ることが重要である。

(5) 自然災害への対応について

相談支援事業所における自然災害や感染症への対応力強化については、第三の2の(6)の1)で示したところである。それに加え、災害時に支援の必要な住民である災害対策基本法に定める避難行動要支援者には障害福祉サービスを利用していない障害者も含まれる。

内閣府においては災害時避難行動要支援者の避難を実効性を高めるものにするため、「令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」の検証を受けて設置された「高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」において災害時避難行動要支援者名簿、避難に関する個別計画、福祉避難所等、地区防災計画について検討が行われ、最終とりまとめが公表された。今後は、災害対策基本法の改正が審議される場所である。

自然災害が頻発する状況に鑑み、市町村においては、障害者を含む避難行動要支援者の命を守るための備えを上記の動向を踏まえ、防災部局と福祉部局が連携しながら行う必要がある。

(6) セルフプランについて

いわゆる「セルフプラン」(以下単に「セルフプラン」という。)については、従前よりお示ししてきたとおり、「障害者本人(又は保護者)のエンパワメントの観点からは望ましいものであるが、自治体が計画相談支援等の体制整備に向けた努力をしないまま安易に申請者をセルフプランに誘導するようなことは厳に慎むべき」という方針に変わりはない。

本方針を踏まえ、各自治体においてはセルフプランに関して以下の取組を行うことが望ましい。

- 1) セルフプランを作成している者への意向調査を行うことにより、相談支援専門員によるケアマネジメントの希望の有無等を把握すること。
- 2) 計画相談支援を提供する体制が十分でないためにセルフプランを作成している者が多い市町村については、体制整備のための計画を作成すること。
- 3) セルフプランにより支給決定されている事例について、第四の2の(2)の3)のモニタリング結果の検証等とあわせて一定数を抽出し、基幹相談支援センター等による事例検討等において検証を行い、必要に応じてセルフプラン作成者に対して、専門的見地からの助言等を行うこと。

なお、3)の取組については、専門的見地を持つ相談支援専門員の助言により、セルフプラン作成者に対して新たな気づき生まれ、セルフプランを自らの意思で見直すこと等により、本人等のエンパワメントをより引き出すという趣旨である。このため、セルフプラン作成者と一定期間の関係性を持ち、信頼関係を醸成した上で、助言等を行うことが望ましい。

3 各自治体における取組に関するフォローアップについて

第四の2で前述した事項の各自治体における取組状況等について、今後、国において把握する予定である。